

2021

Disclosure

Fukushima Credit Guarantee Corporation



CONTENTS

■ ごあいさつ		01
■ プロフィール		02
■ 当協会のあゆみ		03
■ 組織体制	役員構成	04
	組織機構図	05
■ 信用補完制度	信用補完制度とは	06
	信用保証制度のしくみ	07
	信用保険制度のしくみ	07
■ 令和 2 年度事業報告	令和 2 年度事業概況	08
	外部評価委員会	09
	令和 2 年度の主な取り組み	10
	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への取り組み	14
	収支計算書	16
	収支計算書の用語解説	17
	貸借対照表	18
	財産目録	18
	貸借対照表の用語解説	19
■ 信用保証の動向	主要業務数値（5 年間の推移）	20
	項目別保証の動向（令和 2 年度）	21
■ 経営計画	第 6 次中期事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）	24
	令和 3 年度経営計画	25
■ 保証利用のご案内	ご利用になれる保証の限度額	28
	保証をご利用になれる方	28
	責任共有制度	29
	保証料について	30
	主な保証制度のご案内	31
■ 経営支援メニューのご案内	専門家派遣事業	34
	経営改善計画策定支援事業（通称：405 事業）	35
	経営サポート会議	36
	経営相談会	36
	創業支援「創業がっちり！サポート」	37
	各種相談窓口	37
■ コンプライアンス態勢	コンプライアンスの取り組み姿勢	38
	信用保証協会倫理憲章	38
	コンプライアンス管理体制	39
■ 個人情報保護	個人情報保護宣言	40

ごあいさつ



福島県信用保証協会
会長 畠 利 行

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年度も当協会の経営計画および事業活動などを掲載したディスクロージャー誌「Disclosure 2021 福島県信用保証協会」を作成いたしましたので、ぜひご一読いただき、当協会の取り組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、本年は、当初から1年遅れで東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。コロナ禍にあり暗い話題が多い中、Jヴィレッジをグランドスタート地とする聖火リレーが全国を巡り、オリンピックでは、福島県から始まった野球、ソフトボール競技において金メダルを獲得し日本のメダル獲得数が史上最多となるなど、様々な問題を抱える中で「復興オリンピック・パラリンピック」として東日本大震災からの復興の後押しとなるような素晴らしい結果となりました。

県内経済に目を向けますと、東日本大震災から10年が経過しましたが、本県は未だ復興途上にあり、加えて令和元年東日本台風等による甚大な被害や新型コロナウイルス感染症の影響など、県内中小企業者・小規模事業者は幾重にも重なった厳しい状況に置かれています。

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強い変異株への置き換わりが進み、収束が見通せない状況にあります。県内中小企業者は、テレワークの活用のほか、ウィズコロナの時代に合わせた様々なアイデアや工夫を凝らし立ち向かわれておりますが、本県においても県独自の緊急事態宣言が出され中核市に「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、9月末で解除されたものの、予断を許さない状況が続いています。

このような中、当協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として、金融機関・関係機関と連携しながら、震災等からの復興再生、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者への資金繰り支援に最優先で取り組んでいるほか、創業、事業承継等、様々な経営課題を抱える中小企業者にこれまで以上に寄り添った支援を行えるよう、経営支援体制を強化し取り組んでいます。

今後も、役職員一丸となって、地域経済の発展と県内中小企業者の振興に尽力していく所存ですので、皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年10月

プロフィール（令和3年4月1日現在）

名 称	福島県信用保証協会
設 立	昭和 24 年 4 月 13 日
根 拠 法	信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）
目 的	信用保証業務を行い、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。（定款第 1 条）
基 本 財 産	227 億円（資本金に相当） （内訳）基金 63 億円、基金準備金 164 億円
保証債務残高	件数 42,003 件 金額 5,517 億円
利用企業者数	21,131 企業
事 務 所	本店、郡山支店、白河支店、会津支店、いわき支店、相双支店
役 職 員 数	理事 16 名（非常勤 13 名） 監事 3 名（非常勤 2 名） 職員 92 名（男性 68 名、女性 24 名）

▶ シンボルマーク



このシンボルマークは、福島県信用保証協会創立50周年を記念し制定したものです。

デザインには次のような意味が込められています。

F Fukushima (福島)



G Guarantee (保証)
Growth (発展・成長)



C Corporation (協会)
Credit (信用)
Contribution (貢献)
Confidence (信頼)



▶ イメージキャラクター

福島県信用保証協会イメージキャラクター

さすけね君®



さすけね君の大きな手は、みんなを支えてサポートするためです。

“さすけね”とは福島の方言で「大丈夫ですよ」「問題ないですよ」という意味で、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営上の悩みも、信用保証協会にご相談いただければ大丈夫ですよという思いを込めています。

当協会のあゆみ

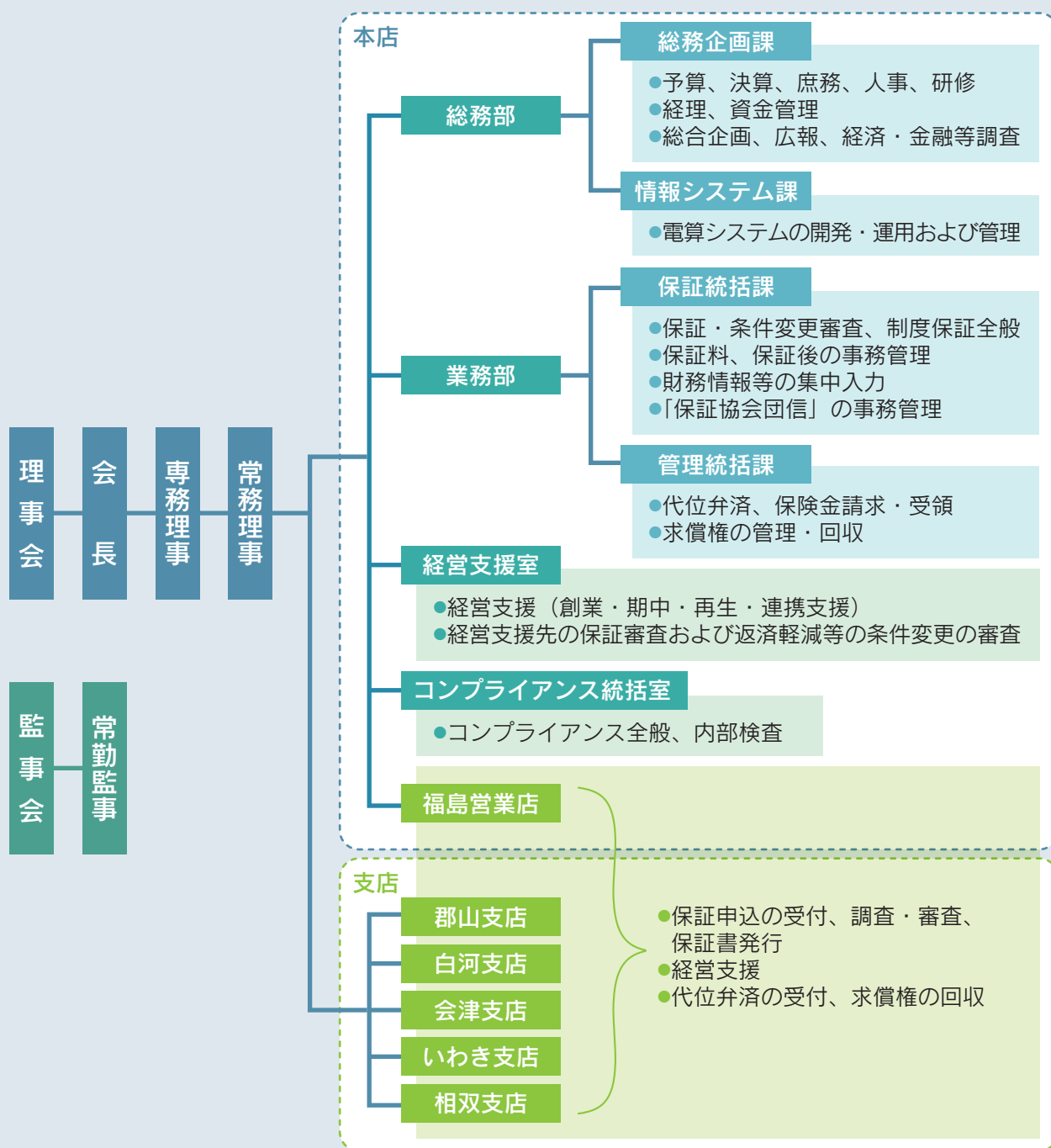
昭和 24 年	3 月 19 日	社団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
	4 月 13 日	社団法人設立認可
	5 月 10 日	設立登記完了、業務開始 事務所を福島市本町 17 福ビル 3 階、県中小企業振興本部内に設置
	9 月 12 日	財団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
	10 月 4 日	財団法人設立認可
	11 月 11 日	設立登記完了、業務開始 福島連絡所を福島商工会議所内に設置 郡山連絡所を郡山商工会議所内に設置 白河連絡所を白河商工会議所内に設置 若松連絡所を若松商工会議所内に設置 平連絡所を平商工会議所内に設置 相双連絡所を相双商工会議所内に設置
昭和 25 年	6 月 13 日	喜多方連絡所を喜多方商工会議所内に設置
	9 月 7 日	中村連絡所（現相馬連絡所）を中村商工会議所内に設置
昭和 26 年	12 月 26 日	白河連絡所を白河支部に昇格
昭和 27 年	5 月 1 日	福島連絡所を福島支部に昇格
	7 月 30 日	平連絡所を平支部に昇格
	8 月 8 日	若松連絡所を若松支部に昇格
昭和 28 年	6 月 13 日	須賀川連絡所を須賀川商工会議所内に設置
	12 月 11 日	郡山連絡所を郡山支部に昇格
昭和 29 年	4 月 30 日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和 32 年	11 月 9 日	本所事務所を福島市本町 17 福ビル 3 階、316 号室に移転
昭和 33 年	9 月 9 日	相双連絡所を廃止し、相双駐在事務所を設置
昭和 34 年	3 月 1 日	各支部の名称を支所に改称、本部を本所と改称
昭和 35 年	2 月 12 日	相双駐在事務所を相双出張所と改称
昭和 38 年	1 月 21 日	相双出張所を相双支所に昇格
	4 月 1 日	福島支所を廃止、保証課として本所に併合
	6 月 1 日	本所事務所を福島市大町 4 番 15 号福島県商工会館 2 階に移転
昭和 41 年	10 月 1 日	平支所の名称をいわき支所と改称
	10 月 5 日	若松支所の名称を会津若松支所と改称
平成 12 年	3 月 13 日	相双支所を原町市本町 1 丁目 3 番地に移転
平成 15 年	7 月 22 日	本所事務所を福島市三河南町 1 番 20 号コラッセふくしま内に移転
平成 20 年	11 月 10 日	いわき支所をいわき市平字材木町 3 番地の 1 に移転
	5 月 16 日	白河支所を白河市道場小路 96 番地 5 白河商工会議所会館内に移転
平成 23 年	5 月 30 日	郡山支所を郡山市朝日 1 丁目 27 番 4 号プレシヤス朝日ビル内に移転
	4 月 1 日	本所・支所を本店・支店に改称、保証課を福島営業店に改称 会津若松支所を会津支店に改称
	11 月 11 日	会津支店を会津若松市南千石町 2 番 19 号に移転
平成 26 年	11 月 25 日	郡山支店を郡山市清水台 1 丁目 3 番 8 号郡山商工会議所会館内に移転

組織体制

▶ 役員構成（令和3年9月1日現在）

会 長	畠 利 行	常勤
専 務 理 事	橋 本 明 良	常勤
常 務 理 事	山 内 茂	常勤
理 事	安 齋 浩 記	福島県商工労働部長
理 事	須 田 博 行	福島県市長会
理 事	渡 邊 博 美	福島商工会議所会頭
理 事	滝 田 康 雄	郡山商工会議所会頭
理 事	渋 川 恵 男	会津若松商工会議所会頭
理 事	小 野 栄 重	いわき商工会議所会頭
理 事	満 田 盛 護	福島県中小企業団体中央会会長
理 事	轡 田 倉 治	福島県商工会連合会会長
理 事	佐 藤 稔	株式会社東邦銀行取締役頭取
理 事	加 藤 容 啓	株式会社福島銀行取締役社長
理 事	鈴 木 孝 雄	株式会社大東銀行取締役社長
理 事	樋 口 郁 雄	福島県信用金庫協会会長
理 事	須 佐 喜 夫	福島県信用組合協会会長
監 事	工 藤 章 一	常勤
監 事	鈴 木 武 雄	税理士
監 事	松 崎 浩 司	（公財）福島県産業振興センター理事長

組織機構図（令和3年4月1日現在）



所管区域

福島営業店	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡
郡山支店	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）
白河支店	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町
会津支店	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡
いわき支店	いわき市
相双支店	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡

信用補完制度

信用補完制度とは

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

信用保証制度

中小企業者等が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者等の資金繰りを円滑にすることを目的としています。その際、信用保証協会は保証料を受領し、また、融資が返済不履行になった場合は金融機関に対し代位弁済を行います。

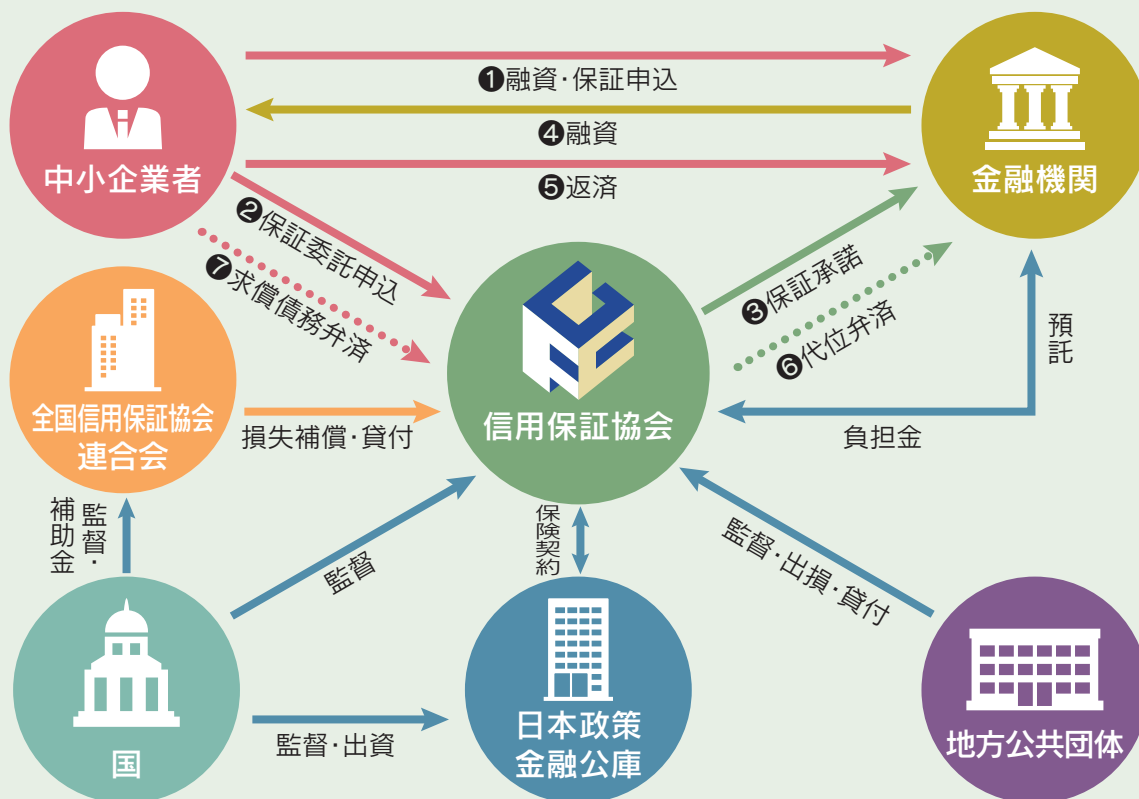
信用保険制度

信用保証協会は日本政策金融公庫と信用保険契約を結び、信用保証協会が金融機関に対し代位弁済を行った際、信用保証協会は、代位弁済額のうち一定の金額を日本政策金融公庫から保険金として受領します。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出損金や負担金を受け基金を造成し、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けをし、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

概略図



▶ 信用保証制度のしくみ



- ①・② 中小企業者からの融資申込みを受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書を発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部が返済できなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。
- ⑨ 責任共有制度において負担金方式を採用する金融機関は、負担割合に応じた負担金を信用保証協会にお支払いいただきます。

▶ 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%（てん補率）を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。
- ⑥ 信用保証協会は、責任共有制度における金融機関からの負担金について、てん補率に応じた額を日本政策金融公庫に納付します。

令和2年度事業報告

令和2年度事業概況

▶ 業務環境

令和2年度における我が国経済は、内需を中心とした景気回復が見込まれていたものの、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」といいます。）を巡る情勢が一段と深刻化したことを受け、先行きに対する不透明感が強まっていました。

このため当協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として、東日本大震災および東日本台風等からの復興再生と新型コロナの拡大により影響を受ける中小企業者・小規模事業者への支援を最優先に取り組む一方、事業承継をはじめとする経営支援の着実な推進、金融機関との適切なリスク分担と連携強化により、地域経済の下支え・活性化に努めることとし、とりわけ、低金利状況下における保証料の割高感が続いている今こそ、利用者が保証料を支払う価値があると思えるよう、顧客目線に立ち、利便性や有用性を高めたサービスの提供を目指して取り組み、利用度の向上に努めることとしました。

▶ 保証の状況

令和2年度の保証承諾は、県内事業者の資金繰りを下支えするべく保証需要に積極的に応じた結果、新型コロナに対応した「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」を中心に27,765件（前期比322.0%）、460,968百万円（計画比400.8%、前期比429.9%）となり、前期から大幅に増加しました。

令和2年度末の保証債務残高は、保証承諾の大幅な伸長により、42,003件（前期比147.2%）、551,734百万円（計画比209.0%、前期比209.9%）となり、保証承諾、保証債務残高ともに、東日本大震災時を上回り、過去最高額を計上しました。

区 分	当 期		前期比		計 画	計画比
	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	
保 証 承 諾	27,765 件	460,968 百万円	322.0 %	429.9 %	115,000 百万円	400.8 %
保 証 債 務 残 高	42,003	551,734	147.2	209.9	264,000	209.0
保証債務平均残高	36,334	438,311	125.5	169.0	262,600	166.9

▶ 代位弁済および回収状況

県内中小企業を取り巻く環境は厳しさを増していますが、大口倒産の減少と関係機関と連携した経営支援体制の強化や、条件変更にきめ細やかに対応するなど期中支援に努めたことから、代位弁済は318件（前期比68.1%）、2,903百万円（計画比52.8%、前期比65.9%）と前期を下回りました。

一方、求償権・償却求償権回収は、企業の現状を十分に考慮したうえで回収に努力しましたが、無担保求償権や第三者保証人のいない求償権の累増に加え、コロナ禍により返済の延期要請があるなど回収環境は厳しさを増しており、元本回収で858百万円（計画比85.8%、前期比98.0%）と減少しました。

区 分	当 期		前期比		計 画	計画比
	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	
代 位 弁 済	318 件	2,902,853 千円	68.1 %	65.9 %	5,500,000 千円	52.8 %
求償権・償却求償権回収	97	857,943	121.3	98.0	1,000,000	85.8

▶収支の状況、基本財産の推移

コロナ禍における急激な保証伸長に伴う保証料収入の増加を主因として、経常収支差額は1,283百万円の黒字を確保しましたが、保証債務残高の大幅な増加に伴い責任準備金繰入が戻入を大きく上回ったことなどから経常外収支差額は1,851百万円の赤字となりました。

これにより、収支差額変動準備金取り崩し前の収支差額は568百万円の赤字となりましたが、収支差額変動準備金から同額を取り崩し、当期収支差額は0円となりました。（詳しくは16ページ収支計算書をご覧ください。）

基本財産の推移

H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度
222 億 85 百万円	226 億 7 百万円	227 億 6 百万円	227 億 43 百万円	227 億 43 百万円

▶ 外部評価委員会

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、経営計画を積極的に公表し、計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、学識経験者、公認会計士の有識者によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的な評価を受け、その結果を公表しております。

令和3年度は6月16日、7月14日の2回開催され、第5次中期事業計画（平成30年度～令和2年度）並びに年度経営計画（令和2年度）の評価について講評を受けました。外部評価委員会の評価と意見およびそのアドバイスを踏まえ作成した自己評価については、ホームページで公表しております。

当協会ホームページ  <https://www.fukushima-cgc.or.jp/>



▶ 令和2年度の主な取り組み

復興段階に応じた保証、政策保証への取り組み

▶ ふくしま復興特別資金

震災関連保証制度の中心制度である「ふくしま復興特別資金」については、その制度特性をPRするとともに、積極的な借換保証の提案により、保証承諾は11,526百万円となりました。

R2実績 承諾額

11,526百万円

▶ ダブルサポート保証 “結”

金融機関とのリスク分担・連携強化を目的に創設した協調融資制度「ダブルサポート保証 “結”」については、推進に努めた結果、保証承諾は4,323百万円となりました。

R2実績 承諾額

4,323百万円

▶ 継続サポート（どっしりくん）

平成30年4月に創設した、短期継続型保証「継続サポート（どっしりくん）」については、保証料10%割引を継続しPRに努めた結果、保証承諾は10,242百万円となりました。

R2実績 承諾額

10,242百万円

▶ 令和元年東日本台風関連

福島県制度「豪雨災害特別資金」を中心として災害復旧並びに資金繰り支援を積極的に行った結果、同災害に起因する保証承諾は、上記県制度を含め382百万円となりました。

引き続き、被災された県内中小企業・小規模事業者の皆さまのため「令和元年台風19号に伴う災害に関する特別相談窓口」を設置し相談を受け付けています。

R2実績 承諾額

382百万円

▶ 新型コロナウイルス関連

経営安定関連保証（4号、5号）、危機関連保証並びに「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」を中心として資金繰り支援に最優先で取り組んだ結果、同事象に起因する保証承諾は、411,469百万円となり、令和2年度保証承諾の89%を占める結果となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障をきたす県内中小企業・小規模事業者の皆さま向けに「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し相談を受け付けています。

R2実績 承諾額

411,469百万円

創業支援・経営支援の取り組み

▶ 専門家派遣による経営改善サポート（経営安定化支援事業）

企業の経営改善をサポートするため、福島県中小企業診断協会と連携し専門家派遣（最大10回）を実施しています。（詳しくは34ページをご覧ください。）

企業訪問によるニーズや課題の発掘、中小企業診断士による経営診断、改善計画策定支援などにより、経営課題解決をサポートしました。

R2実績	企業訪問	150企業
	経営診断	46企業
	改善計画策定	30企業

▶ 経営改善計画策定支援事業（計画策定費用の補助）

事業再生・経営改善を図るために認定支援機関による支援を受けて経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援を得ることを目指す方をお手伝いするため、計画策定にかかる費用の一部を補助しています。（詳しくは35ページをご覧ください。）

R2実績 補助企業

19企業

▶ 経営相談会、夜間相談会

資金繰りのご相談や経営全般のご相談に対応するため、県内の営業店・各支店では、経営相談会、夜間相談会を定期的に開催しています。（詳しくは36ページをご覧ください。）

令和2年度は19企業から相談をいただき、企業の皆さまが抱える課題の解決に向けたアドバイスや支援を行いました。

R2実績 相談企業

19企業



▶ 創業がっちり！サポート

創業計画づくりのサポート、専門家の派遣・計画の策定、創業融資の相談・保証、創業後のフォローアップまで一貫して当協会がサポートする「創業がっちり！サポート」を実施しています。平成30年11月に開始し3期目となる令和2年度は、1企業が利用しました。（詳しくは37ページをご覧ください。）

R2実績 支援先数

1企業

▶ 福島県中小企業支援ネットワーク会議の開催

県内中小企業の経営支援に係る情報交換会や研修会等を行い、経営改善や再生の目線を揃え、地域全体の経営改善、再生スキルの向上を図ることにより、中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的に、平成24年から開催しています。令和2年度はコロナ禍に伴い書面により開催しました。

▶ 福島事業承継塾において当協会支援メニューを紹介

令和2年10月12日、福島商工会議所主催の「福島事業承継塾（全3回講座）」に講師として参加し、当協会の事業承継に関する保証制度や支援メニューについて説明を行いました。



金融機関・中小企業支援機関との連携

▶ 『金融トップセミナー』の開催

令和3年2月1日、今後の日本政治・経済の動向や新型コロナウイルス感染症による福島経済への影響等について理解を深めるとともに、県内金融機関間での連携強化を図るため、県内金融機関の長の皆さまをお招きし、『金融トップセミナー』を開催しました。セミナーでは、政治ジャーナリスト 星 浩 様と日本銀行 福島支店長 植田 リサ 様にご講演をいただきました。



▶ 『コロナ禍における関係機関の連携のあり方検討会』の開催

コロナ禍における関係機関の連携として、当協会が主体となり、県内の金融機関・支援機関（10機関）による『コロナ禍における関係機関の連携のあり方検討会』を開催し、連携のあり方についての意見交換、資本金劣後ローンや事業者支援の事例についての勉強会などを実施しました。

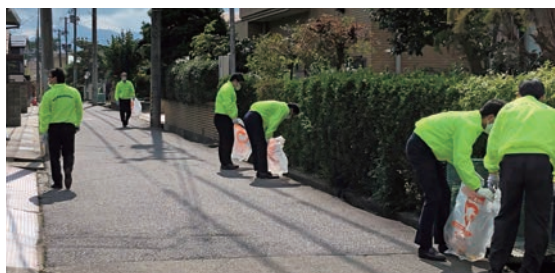


社会貢献活動

▶ 一斉清掃活動の実施

毎年、全役職員で一斉清掃活動を実施し、各事務所の周辺や駅周辺のゴミ拾いを行っています。

令和2年度は、令和2年10月14日に実施しました。



▶ 献血協力

近年、人口減少などにより献血者数・献血量ともに減少傾向にあることから、当協会では積極的に献血に協力しています。



広報活動

▶新聞広告

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者向け制度資金の周知や、当協会の認知度向上を目的として、地元新聞を活用した広報を行っています。

新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けている事業者の皆さま向けに
実質無利子・保証料ゼロの福島県制度が創設されました。

新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)

- 貸付限度額 **3,000万円**
- 貸付期間 **10年以内(据置5年以内)**
- 貸付利率 **年1.5%以内(3年間無利子)**
- 保証料 **負担ゼロもしくは1/2** (※売上高等の減少率により)

※売上高等の減少について市町村長の認定が必要になります。

相談窓口(連絡先)

福島営業店 024-526-1530
郡山支店 024-932-2769
白河支店 0248-24-0156
会津支店 0242-23-9171
いわき支店 0246-23-3570
相双支店 0244-23-5105

土・日・祝日の相談窓口 024-526-2331

詳しくはホームページをご覧ください **福島県信用保証協会**

経営のお悩みは 台風災害 コロナ関連

保証協会へ

創業 事業承継

福島県信用保証協会

各種相談窓口を設けています。詳しくはホームページをご覧ください。

▶商工会議所所報、中小企業団体中央会機関誌への広告掲載

中小企業者の皆さまに当協会の取り組みや支援メニュー等を知っていただくため、県内4つの商工会議所所報および中小企業団体中央会機関誌に広告を掲載しています。

まるっと1日 相談会

開催します!

11/12 (木) 10:00~19:45

会場: 郡山商工会議所会館3F

お申し込みは **こちら!**

福島県信用保証協会 郡山支店 TEL 024-932-2769

感染拡大の影響を受けている事業者の皆様へ

新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)の
限度額が増額されました!!

お申込みは **3/31まで!**

※重要

- 貸付限度額 **6,000万円**
- 保証料率 **負担 ゼロもしくは1/2**
- 貸付期間 **10年以内(据置5年以内)**
- 貸付利率 **年1.5%以内(3年間無利子)**

※売上高等の減少について市町村長の認定が必要になります。

福島県信用保証協会

※詳細や最新の情報は、当協会HPまたは郡山支店 TEL 024-932-2769 にてご確認ください。

▶ホームページの活用

コロナ特設ページの設置や様式集の充実を図り、コロナ禍における中小企業者並びに金融機関等の利便性向上に努めました。

<https://www.fukushima-cgc.or.jp/>



▶広報誌「保証月報」の発行

毎月、広報誌「保証月報」を作成し、金融機関、地方自治体、中小企業支援機関、報道機関などに配布しています。

令和2年度は、感染症の影響を受けた中小企業者の皆さま向けの制度をわかりやすく掲載する等、誌面構成を工夫しました。

表紙は、令和2年3月13日に(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構(イノベ機構)と当協会が連携協定を締結したことを記念して、1年をかけて「福島イノベーション・コースト構想」のPRを行いました。



▶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への取り組み

当協会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者・小規模事業者の皆さまのため、制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」（以下、「実質無利子型」と記載。）を中心とした資金繰り支援に最優先で取り組み、セーフティネット機関としての役割を果たすべく努めてまいりました。

▶ コロナ関連保証の変遷

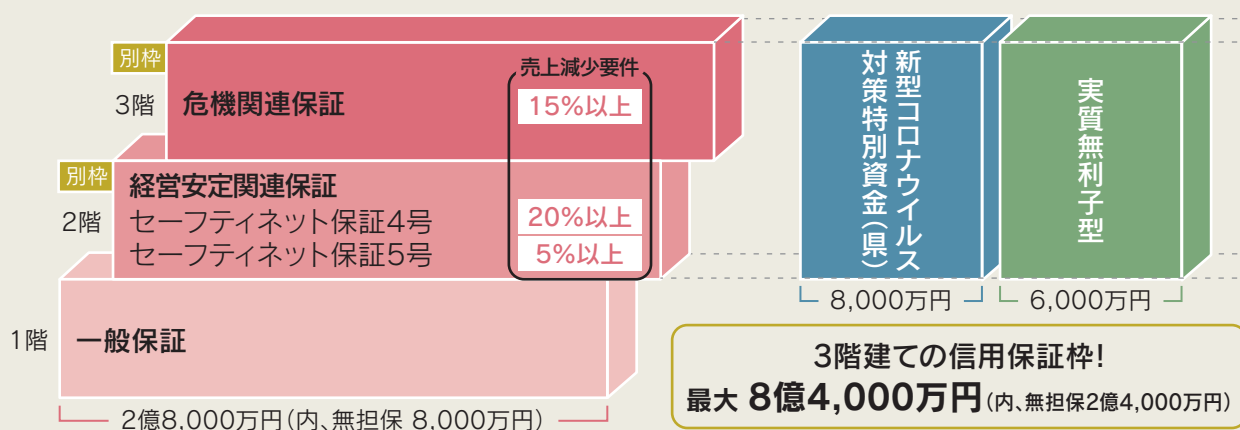
日 付	内 容
令和2年3月2日	セーフティネット保証4号 [※] が発動（全都道府県を対象に指定） ※国が指定した災害地域で売上が減少している中小企業者を対象とした保証制度
令和2年3月9日	福島県制度「新型コロナウイルス対策特別資金」取り扱い開始
令和2年3月13日	危機関連保証 [※] が発動（平成30年4月に制度創設後、初めての発動） ※大規模な経済危機や災害などの発生時に国が発動させる保証制度
令和2年5月1日	「実質無利子型」取り扱い開始 （保証限度額：3,000万円、取扱期間：令和2年12月31日） セーフティネット保証5号 [※] の指定業種が全業種に拡大 ※国が指定した不況業種を営み、売上が減少している中小企業者を対象とした保証制度
令和2年5月15日	保証対象業種の拡大
令和2年6月15日	「実質無利子型」の保証限度額引き上げ（3,000万円→4,000万円）
令和2年12月25日	「実質無利子型」の取扱期間延長（令和2年12月31日→令和3年3月31日）
令和3年1月28日	「実質無利子型」の保証限度額引き上げ（4,000万円→6,000万円）

※「実質無利子型」は、令和3年3月31日付で取り扱い終了

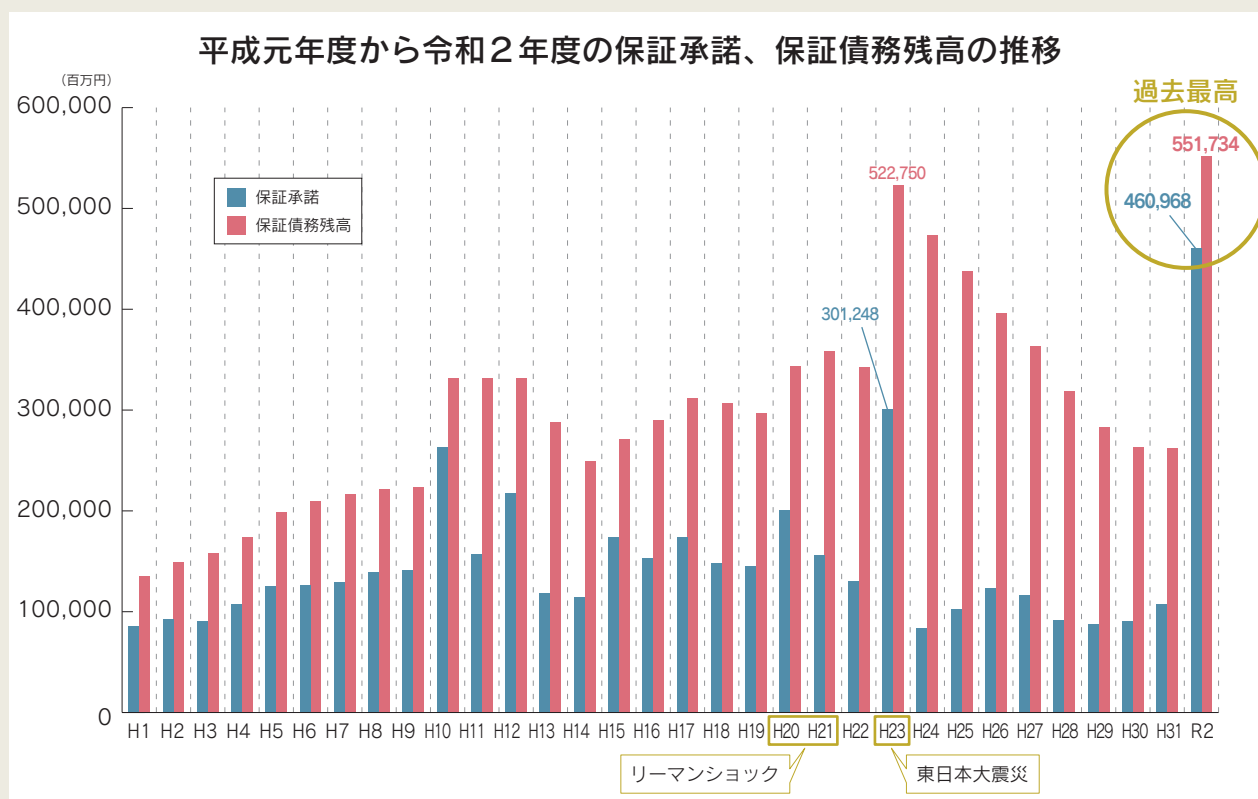
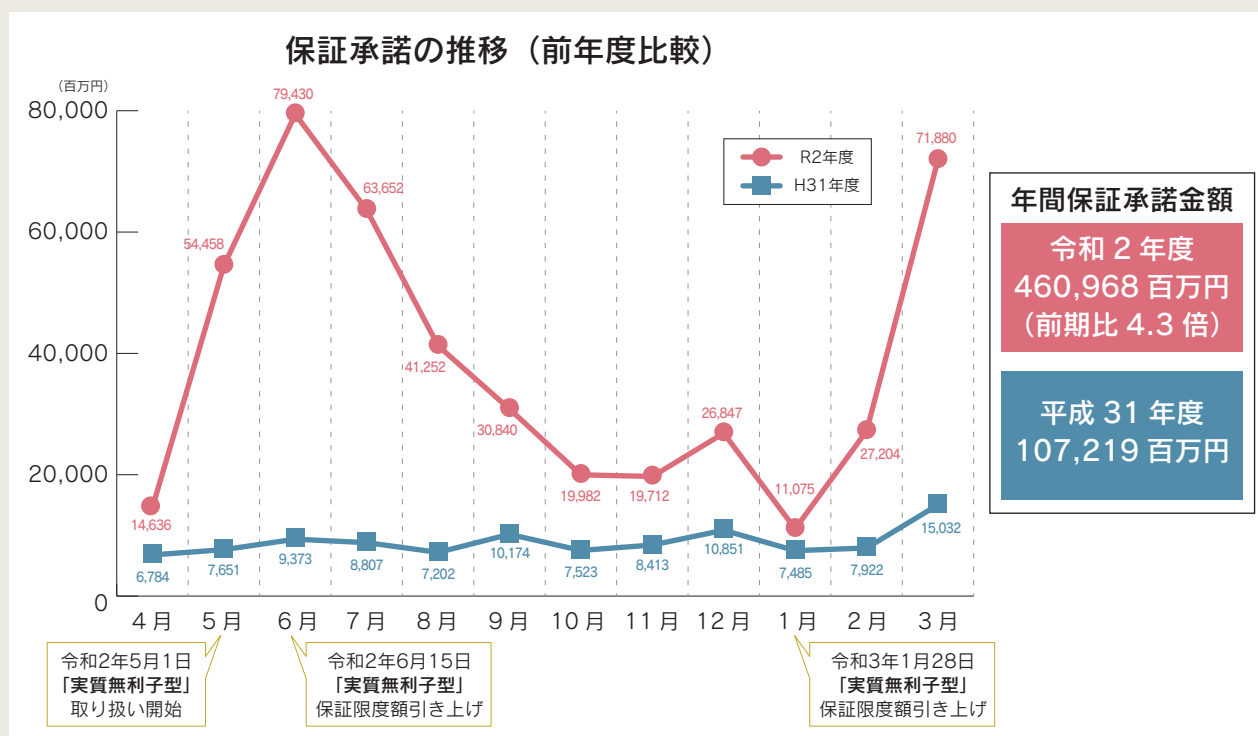
▶ 当協会の取り組み

相談体制の強化	●令和2年1月29日 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置 ●令和2年2月29日 休日電話相談窓口を開設
内部態勢の強化	●営業店・支店へ本部からの応援を随時派遣し、窓口体制を強化 ●徴収書類やシステム入力項目の見直しによる処理の迅速化、効率化

▶ コロナ関連保証 利用可能枠のイメージ図



▶資金繰り支援の変遷



令和2年度の保証実績は、「実質無利子型」を中心とした保証申込の大幅な伸長により、保証承諾、保証債務残高ともに、これまで最高であった東日本大震災当時を上回り、過去最高額を計上する結果となりました。

令和3年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへの資金繰り支援や経営支援に全力で取り組んでまいります。

現在利用可能な保証制度はP31～、経営支援メニューはP34～に掲載しておりますので、ご覧ください。

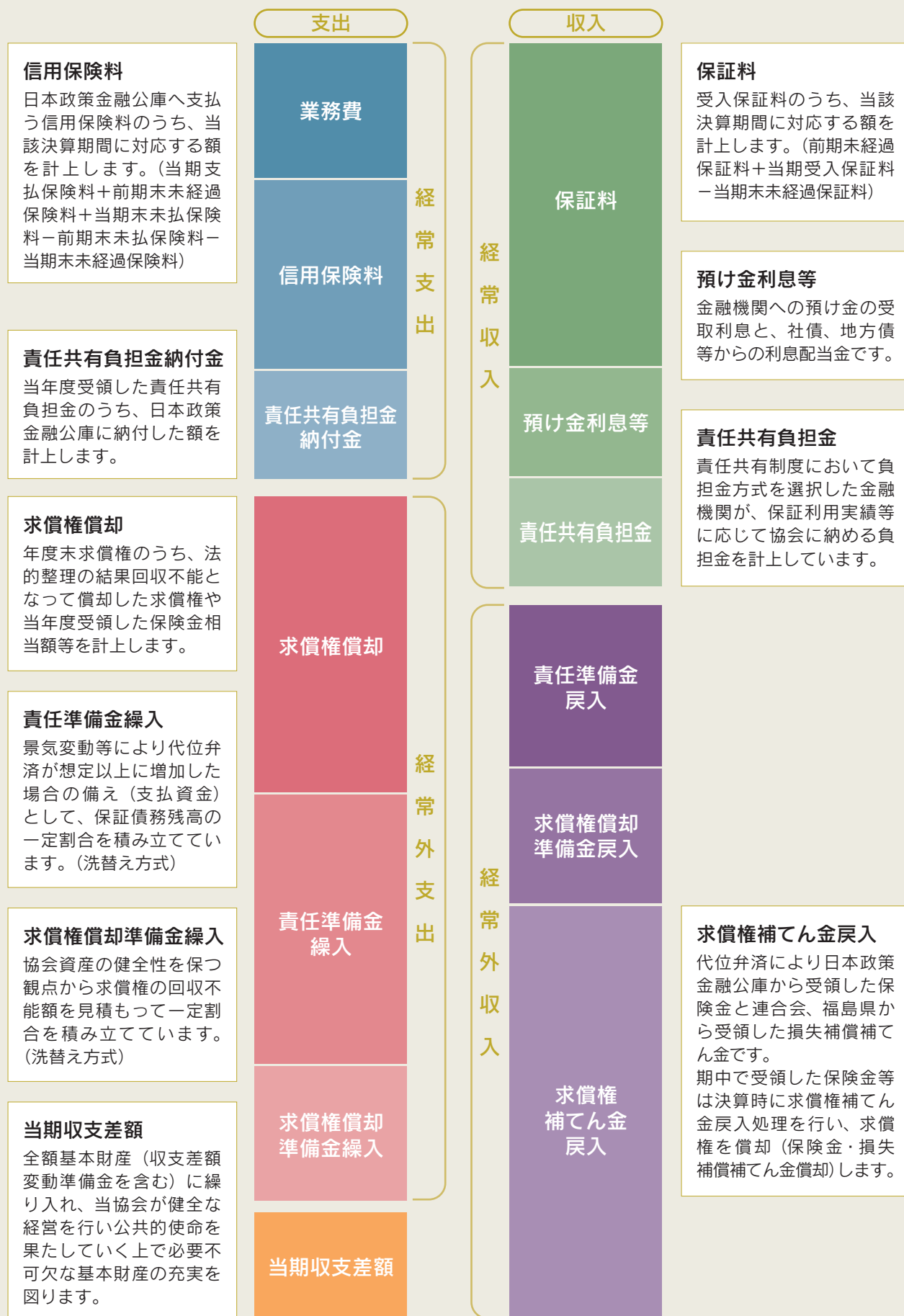
収支計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	4,527,969,525
保 証 料	3,427,394,992
預 け 金 利 息	780,695
有価証券利息・配当金	159,398,167
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	1,792,656
損 害 金	22,500,875
事 務 補 助 金	356,348,549
責 任 共 有 負 担 金	538,926,000
雑 収 入	20,827,591
経 常 支 出	3,245,042,042
業 務 費	1,143,926,898
役 職 員 給 与	571,316,164
退職給与引当金繰入	50,022,225
そ の 他 人 件 費	117,173,368
旅 費	4,922,269
事 務 費	198,111,560
賃 借 料	58,757,028
動 産 ・ 不 動 産 償 却	35,378,449
信 用 調 査 費	2,760,395
債 権 管 理 費	41,281,113
指 導 普 及 費	36,019,705
負 担 金	28,184,622
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,819,122,546
責任共有負担金納付金	279,062,047
雑 支 出	2,930,551
経 常 収 支 差 額	1,282,927,483
経 常 外 収 入	5,138,076,924
償 却 求 償 権 回 収 金	138,033,936
責 任 準 備 金 戻 入	1,656,872,079
求償権償却準備金戻入	258,093,343
求償権補てん金戻入	3,071,284,228
保 険 金	2,843,575,269
損失補償補てん金	227,708,959
補 助 金	0
そ の 他 収 入	13,793,338
経 常 外 支 出	6,988,732,180
求 償 権 償 却	3,500,050,651
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	3,500,000
退 職 金	2,569,980
責 任 準 備 金 繰 入	3,373,180,136
求償権償却準備金繰入	109,431,407
そ の 他 支 出	6
経 常 外 収 支 差 額	△ 1,850,655,256
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	567,727,773
当 期 収 支 差 額	0
収支差額変動準備金繰入額	0
基 本 財 産 繰 入 額	0

収支計算書の用語解説



貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	100,000	基 本 財 産	22,743,480,714
現 金	100,000	基 金	6,293,695,500
小 切 手	0	基 金 準 備 金	16,449,785,214
預 け 金	15,583,987,043	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	6,185,607,686
普 通 預 金	3,277,554,819	責 任 準 備 金	3,373,180,136
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	109,431,407
定 期 預 金	12,300,000,000	退 職 給 与 引 当 金	684,033,118
郵 便 貯 金	6,432,224	損 失 補 償 金	9,764,930,964
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	551,733,700,187
有 価 証 券	34,998,060,000	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	18,996,060,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	16,000,000,000	借 入 金	3,000,000,000
株 式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他 有 価 証 券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	3,000,000,000
動 産 ・ 不 動 産	863,431,898	雑 勘 定	16,705,152,259
事 業 用 不 動 産	829,408,540	仮 受 金	84,082,225
事 業 用 動 産	34,023,358	保 険 納 付 金	77,296,313
所有動産・不動産	0	損 失 補 償 納 付 金	4,193,731
損 失 補 償 金 見 返	9,764,930,964	未 経 過 保 証 料	16,532,698,628
保 証 債 務 見 返	551,733,700,187	未 払 保 険 料	5,692,436
求 償 権	377,222,986	未 払 費 用	1,188,926
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	978,083,393		
仮 払 金	0		
保 証 金	3,350,000		
厚 生 基 金	51,962,888		
連 合 会 勘 定	10,669,493		
未 収 利 息	23,745,077		
未 経 過 保 険 料	888,355,935		
合 計	614,299,516,471	合 計	614,299,516,471

財産目録 (令和3年3月31日現在)

(単位:円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	100,000	責 任 準 備 金	3,373,180,136
預 け 金	15,583,987,043	求 償 権 償 却 準 備 金	109,431,407
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	684,033,118
有 価 証 券	34,998,060,000	損 失 補 償 金	9,764,930,964
そ の 他 有 価 証 券	0	保 証 債 務	551,733,700,187
動 産 ・ 不 動 産	863,431,898	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	9,764,930,964	借 入 金	3,000,000,000
保 証 債 務 見 返	551,733,700,187	雑 勘 定	16,705,152,259
求 償 権	377,222,986		
雑 勘 定	978,083,393		
合 計	614,299,516,471	合 計	585,370,428,071
		正 味 財 産	28,929,088,400

貸借対照表の用語解説

	借方	貸方	
現金・預け金 保証利用の促進および代位弁済の支払準備資産として金融機関へ預託しています。	現金・預け金	基本財産	基本財産 株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出えん金および金融機関等負担金、ならびに収支差額から繰り入れる基金準備金の2つから構成されています。
有価証券 安全有利な資産運用を行うため、社債・地方債等を保有しています。	有価証券	収支差額変動準備金	収支差額変動準備金 収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。
損失補償金見返 貸方の損失補償金のうち、地方公共団体が行う損失補償限度額の見返として計上しています。		責任準備金	責任準備金 将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務残高に対して一定の割合で積み立てています。
求償権 代位弁済した金額から、回収金や日本政策金融公庫からの保険金等による求償権の償却分を控除した額です。		損失補償金	損失補償金 地方公共団体等が信用保証協会の代位弁済に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上しています。
未經過保険料 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度に係る部分を計上しています。	動産・不動産	責任準備金	借入金 地方公共団体および全国信用保証協会連合会からの借入を計上します。
	損失補償金見返	求償権償却準備金	
	求償権	退職給与引当金	
	未經過保険料	損失補償金	
		借入金	未經過保証料 受入保証料のうち、当該決算期間の未經過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。
		未經過保証料	

※保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）は同額のため、この表からは除いています。

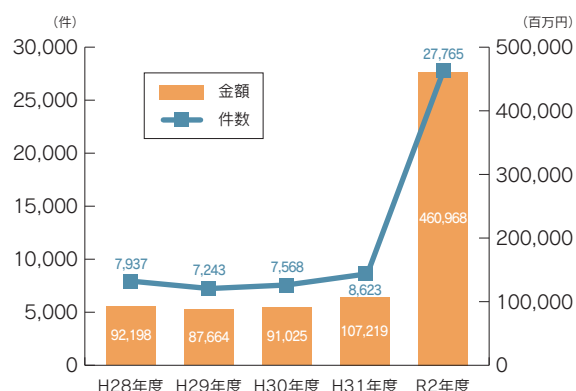
信用保証の動向

▶ 主要業務数値（5年間の推移）

▶ 保証承諾

（単位：百万円、％）

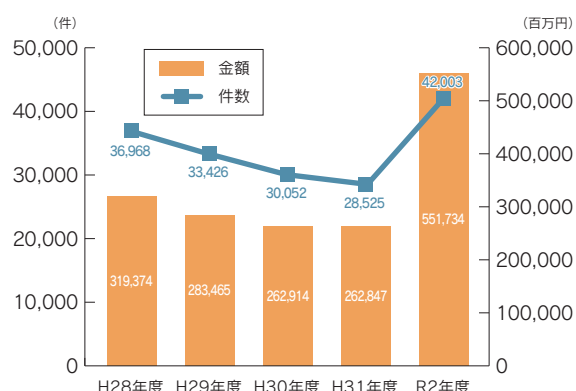
	件数	金額	前年度比
H28年度	7,937	92,198	78.8
H29年度	7,243	87,664	95.1
H30年度	7,568	91,025	103.8
H31年度	8,623	107,219	117.8
R2年度	27,765	460,968	429.9



▶ 保証債務残高

（単位：百万円、％）

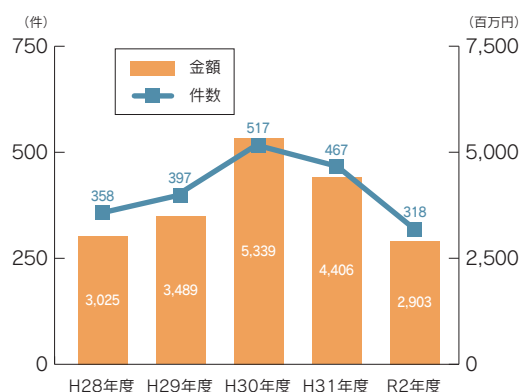
	件数	金額	前年度比
H28年度	36,968	319,374	87.9
H29年度	33,426	283,465	88.8
H30年度	30,052	262,914	92.8
H31年度	28,525	262,847	100.0
R2年度	42,003	551,734	209.9



▶ 代位弁済

（単位：百万円、％）

	件数	金額	前年度比
H28年度	358	3,025	85.8
H29年度	397	3,489	115.3
H30年度	517	5,339	153.0
H31年度	467	4,406	82.5
R2年度	318	2,903	65.9

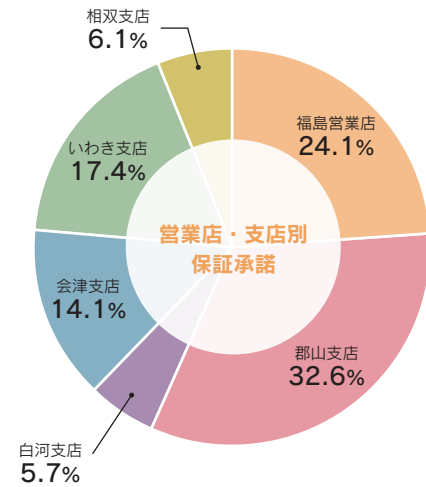


▶ 項目別保証の動向（令和2年度）

▶ 営業店・支店別保証承諾

（単位：百万円、％）

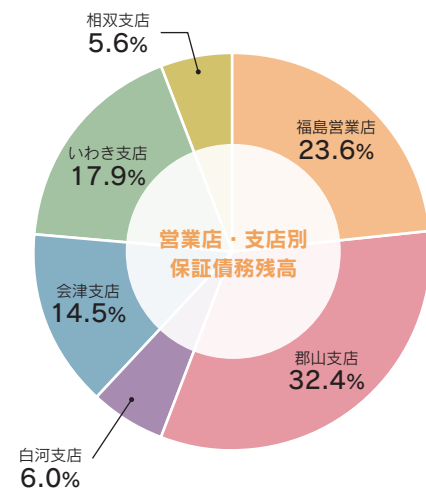
	件 数	金 額	構成比	前年度比
福島営業店	6,744	110,885	24.1	413.1
郡山支店	8,810	150,215	32.6	520.1
白河支店	1,639	26,143	5.7	425.3
会津支店	4,348	65,131	14.1	404.4
いわき支店	4,837	80,402	17.4	355.2
相双支店	1,387	28,192	6.1	426.7
合 計	27,765	460,968	100.0	429.9



▶ 営業店・支店別保証債務残高

（単位：百万円、％）

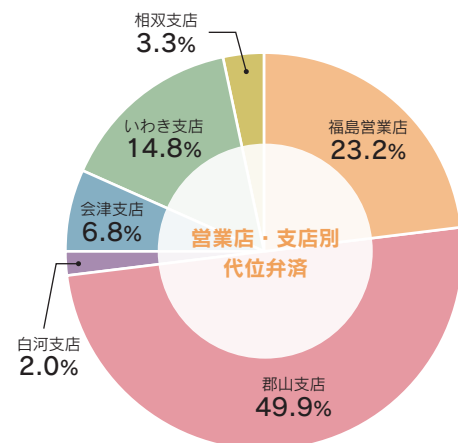
	件 数	金 額	構成比	前年度比
福島営業店	10,038	130,429	23.6	200.0
郡山支店	13,554	178,967	32.4	228.5
白河支店	2,643	32,900	6.0	207.1
会津支店	6,596	79,953	14.5	194.6
いわき支店	7,333	98,651	17.9	200.1
相双支店	1,839	30,834	5.6	236.5
合 計	42,003	551,734	100.0	209.9



▶ 営業店・支店別代位弁済

（単位：百万円、％）

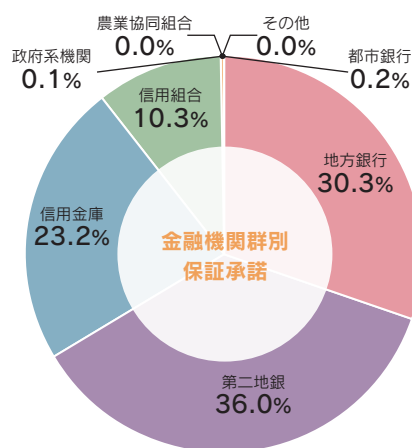
	件 数	金 額	構成比	前年度比
福島営業店	88	672	23.2	93.0
郡山支店	127	1,448	49.9	92.6
白河支店	10	58	2.0	13.9
会津支店	46	198	6.8	21.5
いわき支店	42	431	14.8	65.5
相双支店	5	96	3.3	77.3
合 計	318	2,903	100.0	65.9



▶金融機関群別保証承諾

（単位：百万円、％）

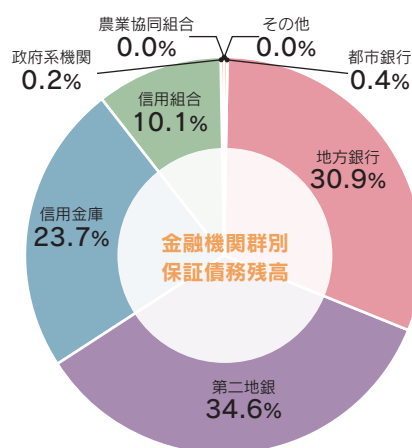
	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	33	980	0.2	422.5
地方銀行	6,939	139,606	30.3	422.1
第二地銀	9,150	166,076	36.0	510.3
信用金庫	7,478	106,758	23.2	391.4
信用組合	4,149	47,256	10.3	343.4
政府系機関	15	289	0.1	88.8
農業協同組合	1	2	0.0	0.0
その他	0	0	0.0	0.0
合計	27,765	460,967	100.0	429.9



▶金融機関群別保証債務残高

（単位：百万円、％）

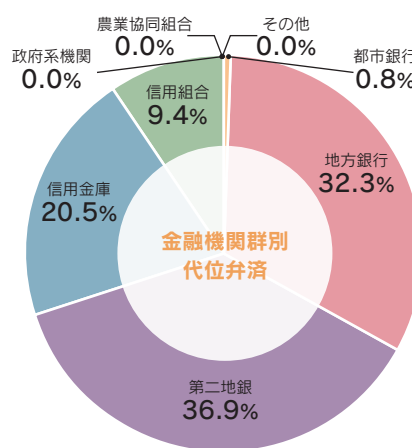
	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	107	1,996	0.4	121.7
地方銀行	10,854	170,713	30.9	205.3
第二地銀	13,444	190,933	34.6	237.0
信用金庫	11,376	130,754	23.7	192.0
信用組合	6,124	55,960	10.1	199.8
政府系機関	97	1,376	0.2	99.3
農業協同組合	1	2	0.0	—
その他	0	0	0.0	—
合計	42,003	551,734	100.0	209.9



▶金融機関群別代位弁済

（単位：百万円、％）

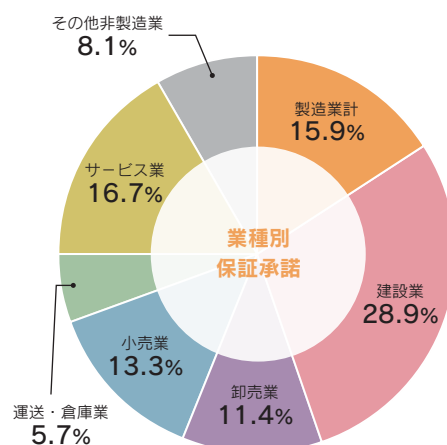
	件数	金額	構成比	前年度比
都市銀行	3	24	0.8	167.4
地方銀行	95	939	32.3	65.9
第二地銀	100	1,071	36.9	82.4
信用金庫	64	596	20.5	60.2
信用組合	56	273	9.4	41.2
政府系機関	0	0	0.0	—
農業協同組合	0	0	0.0	—
その他	0	0	0.0	—
合計	318	2,903	100.0	65.9



▶業種別保証承諾

(単位：百万円、%)

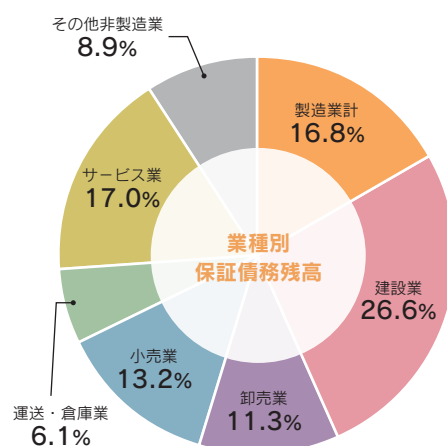
	件数	金額	構成比	前年度比
食料品工業	597	10,755	2.3	293.7
機械工業	671	13,616	3.0	422.4
金属工業	567	11,419	2.5	473.5
電気機器工業	343	7,039	1.5	450.8
その他製造業	1,924	30,386	6.6	400.8
製造業計	4,102	73,215	15.9	397.0
建設業	7,490	133,055	28.9	445.1
卸売業	2,656	52,367	11.4	401.8
小売業	4,095	61,126	13.3	445.1
運送・倉庫業	1,099	26,474	5.7	374.1
サービス業	5,062	77,163	16.7	473.1
その他非製造業	3,261	37,567	8.1	430.1
非製造業計	23,663	387,752	84.1	436.8
合計	27,765	460,968	100.0	429.9



▶業種別保証債務残高

(単位：百万円、%)

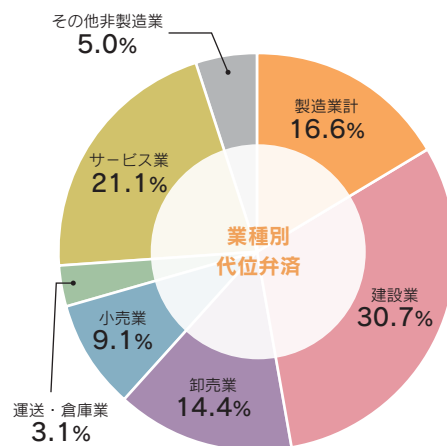
	件数	金額	構成比	前年度比
食料品工業	913	14,544	2.6	174.3
機械工業	1,019	16,618	3.0	204.6
金属工業	846	14,329	2.6	199.2
電気機器工業	567	9,490	1.7	191.9
その他製造業	2,965	37,700	6.8	197.1
製造業計	6,310	92,681	16.8	194.2
建設業	11,015	146,914	26.6	233.7
卸売業	3,948	62,460	11.3	201.5
小売業	6,317	72,660	13.2	203.6
運送・倉庫業	1,848	33,925	6.1	197.8
サービス業	7,528	93,781	17.0	221.1
その他非製造業	5,037	49,313	8.9	189.8
非製造業計	35,693	459,053	83.2	213.4
合計	42,003	551,734	100.0	209.9



▶業種別代位弁済

(単位：百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年度比
食料品工業	14	63	2.2	41.9
機械工業	0	0	0.0	0.0
金属工業	5	161	5.5	55.9
電気機器工業	0	0	0.0	0.0
その他製造業	26	258	8.9	461.9
製造業計	45	482	16.6	86.6
建設業	93	891	30.7	65.9
卸売業	38	417	14.4	84.6
小売業	43	265	9.1	24.5
運送・倉庫業	14	89	3.1	62.6
サービス業	66	614	21.1	108.0
その他非製造業	19	146	5.0	67.5
非製造業計	273	2,421	83.4	62.9
合計	318	2,903	100.0	65.9



▶ 第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

福島県信用保証協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、令和3年度から令和5年度までの3カ年間における業務上の基本方針として、以下に掲げる項目を重点とし取り組んでまいります。

1 福島の復興・創生とウィズコロナ・アフターコロナに向けた取り組み

- ① 継続された「震災関連保証」を活用し被災中小企業者の個々の復興段階に応じたきめ細かで適切な金融支援に努めます。
また特に浜通り地域についてはイノベーション・コースト構想による創造的復興に向けた取り組みを行います。
- ② 東日本台風や新型コロナにより甚大な被害を受けている中小企業者に対し、経営改善に向けた企業支援を行い、事業継続を後押しします。
- ③ 創業予定者また創業間もない先に対する創業関連制度の周知や支援により、創業意欲の高揚、創業後の企業体力の強化に寄与していきます。
- ④ 経営者が高齢化している中小企業者に対し、税理士や金融機関等と連携し事業承継の必要性を丁寧に説明し理解を得て承継諸制度によるスムーズな承継に繋がります。
- ⑤ 「経営者保証を不要とする取り扱い」に適切に対応し、経営者や承継者の負担を軽減します。
- ⑥ 中小企業者の経営状況やニーズを把握し各々の実情に即した保証制度の提案・提供を行い、利用度の向上に繋がります。

2 金融機関との適切なリスク分担、連携への取り組み

- ① 金融機関の支援方針を踏まえて柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせ、中小企業者の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を図ります。
- ② 各関係機関との連携・協力を推進することにより、中小企業者の経営改善や事業再生を着実に進めていきます。
- ③ 公的保証・支援機関としての各種施策を実施し、金融機関や関係機関に信用補完制度の理解と協力体制の構築に努めます。

3 経営支援、事業再生への取り組み

- ① 個別の中小企業者のライフステージに応じた効果的な経営支援を展開します。特に、新型コロナの影響を受ける中小企業者については、現状の把握、問題点・課題の共有に努め、金融機関および関係機関と連携し、また、金融機関の伴走支援を中小企業者のアラーム機能として、本支店が一体となり必要に応じた経営支援メニューを最大限に活用することで、経営改善、事業継続を支援します。
- ② 延滞、事故、経営改善が容易ではない中小企業者については、金融機関、関係機関との連携により早期の対応に努め、最善策、支援策に取り組むことで事故の未然の防止と代位弁済の抑制を図ります。
- ③ 事業再生については、地域経済への影響を考慮しつつ、金融機関、関係機関と連携し、求償権放棄、不等価譲渡、資本的劣後化等、抜本再生、円滑な廃業（再チャレンジ）支援に取り組めます。
- ④ 連携体の構成機関間の情報共有、意見交換に努め、連携の効果の最大化により、中小企業者への貢献に取り組めます。
- ⑤ 専門家派遣を行った中小企業者を中心に、支援前後の財務データの評価や定性情報を比較することにより、経営支援の効果的な実施に向けた検証を行います。

4 中小企業者の実情を踏まえた管理・回収への取り組み

- ① 震災の被災者については、実態把握に努め、実情に即したきめ細かな対応と継続した折衝により回収の促進に取り組めます。
- ② 初動を徹底し、早期に実態把握に努め、適切かつ効果的な回収方針を決定し早期解決を図ります。
- ③ 実情を踏まえ求償権の回収上有利であると判断される場合、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用し回収を促進します。
- ④ サービサーと回収方針等を協議し情報共有を図り、効率的な回収に取り組めます。

5 信頼され、求められる存在となるための取り組み

- ① 採用活動や研修内容の充実、外部機関への派遣、資格取得の奨励等により、より良い人材の確保と育成を図ります。
- ② 業務の効率化や電子化、働き方改革、健康経営、ワーク・ライフ・バランス等の推進により、組織の活性化と生産性や企業イメージの向上を図ります。
- ③ 効率的な経営と安全性に配慮した効果的な資金運用に努めるとともに、補助金・損失補償の拡充などの財政支援についても継続的に要望していきます。
- ④ 信用保証協会の業務や取り組みを通じて、社会的課題解決と持続可能な社会の実現に貢献します。
- ⑤ 継続的かつ効果的な広報活動により信用保証協会の認知度向上を図ります。
- ⑥ システムの安定運用と保証業務の電子化や保証制度の創設・変更等に伴うシステム対応等について、保証協会システムセンターと連携して取り組みます。
- ⑦ 適正な業務運営に資するよう内部検査態勢の充実を図ります。
- ⑧ 令和3年度コンプライアンス・プログラムを策定し、法令の遵守と部署間連携による全社的なリスクマネジメントの推進に努め、コンプライアンス態勢の強化を図るとともに、個人情報漏えい防止や個人情報保護法等の周知徹底により適切な情報管理に努めます。
- ⑨ 反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止に取り組めます。
- ⑩ 事業継続計画の点検・整備と教育・訓練等の実施により、危機管理体制の強化に努めます。

令和3年度経営計画

1 業務環境

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」といいます。）拡大による緊急事態宣言の発出などにより経済活動が大きく落ち込み、また更なる影響の長期化懸念などから停滞感が漂い、足元では業種間の影響度合いにも違いが出てきています。

本県においても、飲食や宿泊など落ち込んだ消費の回復までは時間を要するとみられ、景況感の悪化が加速し、予断を許さない状況が続いています。

急速に進む人口減少や少子高齢化、後継者難や人手不足といった我が国の構造的課題も顕在化しており、加えて根強い風評の払拭や浜通り地域の復興・再生、東日本台風等災害からの復旧など、復興途上にある本県中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」といいます。）は、いまだ多くの課題を抱えています。

そのような中、中小企業者は感染症対策に取り組みながら、経営改善や持続可能な事業への再構築を進め、企業存続に努めていかなければなりません。政府の手厚い支援等により、企業倒産の表面化こそ抑えられているものの、コロナ禍の拡大と長期化により苦境はより一層深まっている状況にあります。

2 業務運営方針

当協会は、これまで同様、地域に根差す公的保証・支援機関として、東日本大震災と原子力災害（以下、「震災」といいます。）および東日本台風被害からの復興再生とコロナ禍における中小企業者支援へ最優先に取り組む一方、事業承継をはじめとする経営支援の着実な推進、金融機関との適切なリスク分担と連携強化により、地域経済の下支え・活性化に努めます。

とりわけ、利用者が保証料を支払う価値があると思えるよう、顧客目線に立ち、電子化等による利便性や有用性を高めたサービスの提供へ取り組み、利用度の向上を図ります。

3 重点課題の取り組み

保証部門

震災からの復興再生や新型コロナの影響を受けた中小企業者への資金繰り支援等に万全を期すとともに、金融機関とは対話を通じ適切なリスク分担・連携強化を進め、中小企業者の個々のニーズに応えることで、県内中小企業者の振興・発展を図ってまいります。

1) 福島復興・創生とウィズコロナ、アフターコロナに向けた取り組み

- ① 震災被災中小企業者や被災地域の復興・復旧に向けた取り組み
- ② 新型コロナの影響を受けた中小企業者に対する取り組み
- ③ 創業を活性化し支援する取り組み
- ④ 円滑な事業承継を推進する取り組み
- ⑤ 「経営者保証を不要とする取り扱い」への取り組み
- ⑥ 中小企業者のニーズに応え保証利用度の向上を目指す取り組み

2) 金融機関との適切なリスク分担、連携への取り組み

- ① 中小企業者の実情に応じたリスク分担の取り組み
- ② 金融機関、関係機関との連携・協力を深耕させる取り組み
- ③ 信用補完制度の周知を強化し利用促進に結び付ける取り組み

期中管理・経営支援部門

経営者の高齢化や震災に伴う休業の進行、復興需要のピークアウトや新型コロナの影響等県内中小企業者を取り巻く環境が厳しさを増す中、既に経営の安定に支障を来している先や条件変更先には、関係機関との連携を強化し、早急に経営改善の支援や借換等による返済正常化に取り組むなど、代位弁済の抑制に努めます。

また、創業支援や事業承継支援など中小企業者のライフステージ等に応じた取り組みを通じ、地域経済の下支え・活性化を図ります。

課題解決にあたっては、金融機関をはじめとする関係機関との連携を強化しながら、取り組みを進めていきます。

1) 経営支援、事業再生への取り組み

- ① 企業のライフステージに応じた経営支援の取り組み
- ② 期中管理の取り組み
- ③ 事業再生支援の取り組み
- ④ 連携による支援の取り組み
- ⑤ 経営支援の効果的な実施に向けた検証の取り組み

回収部門

被災した求償債務者等に対しては、その復興・生活再建状況に応じ、引き続き柔軟な対応に努めます。また、早い段階で適切な回収方針を決定するとともに、サービスの有効活用等により、効率的かつ効果的な回収を図っていきます。

1) 中小企業者の実情を踏まえた管理・回収への取り組み

- ① 被災者への対応
- ② 早期回収の着手
- ③ 実情に即した適切な回収方針
- ④ サービスの有効活用

その他間接部門

社会的使命を果たし、中小企業者に寄り添った公的保証・支援機関として在り続けるため、広く高度な知識を有する人材の育成、電子化や業務改善による効率化や利便性向上、また安定した財務基盤の構築などを進め経営基盤の強化を図るほか、自然災害などに備えた危機管理体制の整備、地域社会への貢献、法令等遵守により信頼醸成を図り、当協会の認知度および存在意義を高めていきます。

1) 信頼され、求められる存在となるための取り組み

総務関係

- ① 人材確保と人材育成
- ② 業務の効率化と電子化
- ③ 財務基盤の強化
- ④ 経済、社会、環境課題への対応

広報関係

- ⑤ 広報活動の充実

システム関係

- ⑥ 関係機関と連携によるシステムの安定運用および新規開発・変更時の円滑な対応

コンプライアンス関係

- ⑦ 内部検査態勢の充実
- ⑧ 法令等遵守およびリスクマネジメントの推進と個人情報漏えい防止など情報セキュリティ態勢の強化
- ⑨ 反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止
- ⑩ 災害時における事業継続のための態勢強化

4 事業計画

(単位：百万円、%)

	金 額	対前年度計画比
保 証 承 諾	115,000	100.0
保証債務残高	523,000	198.1
代 位 弁 済	5,000	90.9
実 際 回 収 [※]	950	90.5

※実際回収とは、元金および損害金の回収をいいます。

経営計画の詳細は当協会ホームページで公表しております

当協会ホームページ  <https://www.fukushima-cgc.or.jp/>



鶴ヶ城（会津若松城）

保証利用のご案内

ご利用になれる保証の限度額

	個人・法人	組合
一般保証	2億円	4億円
無担保保証	8,000万円	8,000万円
無担保無保証人保証	2,000万円	2,000万円

- ① 東日本大震災復興緊急保証は、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ② セーフティネット保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ③ 災害関係特例保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ④ 危機関連保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
ただし、①②③④は、合わせて無担保で1億6,000万円、総枠で5億6,000万円です。
また、②と③は総枠で2億8,000万円以内です。
- ⑤ 特定社債保証については、セーフティネット保証および危機関連保証を除く一般保証、無担保保証と、合計で5億円が限度となります。
- ⑥ 流動資産担保融資保証は、他の保証と別枠でご利用できます。
- ⑦ 無担保無保証人保証は、他の保証と併用することはできません。
- ⑧ その他、公害防止・エネルギー対策・新事業開拓・海外投資関係保証等で上記保証の限度額とは別に取扱できる保証もありますので、各支店にお気軽にご相談ください。

保証をご利用になれる方

個人事業者および会社・組合等法人事業者であって、次の資格要件にあてはまる方が、ご利用になれます。
なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証対象となりません。

住所・営業実績

個人の場合は住居または事業所を、法人の場合は本店または事業所を、福島県内に有していること。
営業年数は問わず現に事業（保証対象業種）を営んでいること。
なお、制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

資本金・従業員数

事業の規模（資本金・従業員数）が次の条件にあてはまること。

業種	資本金	従業員
製造業等（建設業、運送業等）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

ただし、次の政令特例業種については次のとおりとなります。

政令特例業種	資本金	従業員
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※従業員は、常時使用する従業員数となります。なお、個人の場合の事業主と同一生計にある三親等以内の親族、法人の場合の役員は、常時使用する従業員数には含まれません。
 ※法人は、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。
 ※個人、特定非営利活動法人については、常時使用する従業員数の条件を満たす方です。
 ※宗教法人・学校法人・有限責任事業組合（LLP）等は保証の対象となりません。

資金使途

保証の対象となる借入金の資金使途は、事業経営に必要な運転資金または設備資金などの事業資金であることが必要となります。

生活資金や住宅資金、投機資金等の非事業性資金は対象となりません。

保証対象業種

中小企業者であればほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業（一部対象業種あり）、性風俗関連特殊営業、サービス業の一部、金融業等は保証の対象となりません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

連帯保証人

次のような場合を除き、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

1. 実質的な経営権を持っている方、営業許可名義人または申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
2. 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者から積極的に連帯保証の申出があった場合

担保

担保は必要な場合があります。

責任共有制度

従来、原則100%保証（全部保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆さまに対するより一層の支援を行うことができるようにすることを目的に平成19年10月1日より導入されました。

「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれか一方の方式を選択、採用することになっています。いずれの方式においても金融機関の負担割合は同じです。

なお、金融機関の採用した方式がいずれであっても、ご利用になる中小企業の皆さまにご負担いただく信用保証料は同じです。

負担割合

原則として、保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

保証協会 80%

金融機関 20%

責任共有制度の対象

原則として、全ての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部対象から除外される保証制度があります。対象外となる保証は、従来同様、協会の100%保証となります。

責任共有制度の対象外となる主な保証

- ※小口零細企業保証（「全国小口」）
- 福島県小規模企業支援資金融資保証（上記制度に準拠して創設された県制度、「県小規模」）
- 無担保無保証人制度（特別小口保険に係る）保証

- 創業関連保険（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保険に係る保証
- 災害関係特例保証、東日本大震災復興緊急保証

※責任共有制度導入にあたり対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。

保証限度額：2,000万円（既保証残高を含む）

対象事業者：常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の個人および法人等

▶ 保証料について

保証をご利用いただく場合には、その保証金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の保証料をお支払いいただくことになります。いただいた保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営していく上で必要な費用に充当されます。

保証料率体系

保証料率は、従来は一律でしたが、保証料率の弾力化に伴い、ご利用される中小企業の皆さまの経営状況に応じ次の9段階に区分された保証料率体系となり、責任共有制度の対象となる保証には責任共有保証料率が、対象外となる保証には責任共有外保証料率がそれぞれ適用されます。

ただし、セーフティネット（経営安定関連）保証や流動資産担保融資保証等の特別な保証については、例外として政策的に配慮された一律の保証料率が適用されています。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率（％） （特殊保証）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率（％） （特殊保証）	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

注）「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。保証書、保証料計算書等への表示は「責任共有保証料率」として表示しています。

注）「責任共有外保証料率」は、保証委託額（100％保証ですので、貸付金額と同額となります）に対する率です。表示上は、単に「保証料率」とのみ表示することとしています。

注）特殊保証とは、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証または当座貸越根保証のことをいいます。

注）県・市町村の制度保証の保証料率は、上記料率よりも低く設定する等の措置が講じられています。

料率区分の決定

適用する料率区分は、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用し、お客様の財務内容を総合的に評価し決定しています。

「CRD」とは、経済産業省（中小企業庁）のバックアップにより中小企業金融の円滑化を支援することを目的に平成13年に創設された「中小企業信用リスク情報データベース（Credit Risk Database）」の略称で、中小企業に関する日本最大のデータベースです。

現在は、非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

割引制度

当協会では、全国統一割引に加え、制度によっては基準となる保証料の引き下げを実施し、中小企業の資金調達コストの負担軽減を図っております。

全国統一割引

1. 会計参与設置に関する割引（略称：会計参与割引） 0.1％ 割引
2. 有担保保証に対する割引（略称：有担保割引） 0.1％ 割引

保証料率を引き下げている主な保証制度

- 東日本大震災復興緊急保証
- ダブルサポート保証（結）
- 継続サポート（どっしりくん）
- 創業関連保証
- 福島県起業家支援保証
- 福島県緊急経済対策資金：ふくしま復興、新型コロナウイルス対策、福島県沖地震

▶ 主な保証制度のご案内（令和3年9月1日現在）

中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、豊富な「保証メニュー」を取り揃えております。

さらに、中小企業者の金融円滑化・金融費用負担軽減策として、福島県および市町村が財政措置を講じ実施している保証制度もあります。

主な保証制度を掲載しますので、ご参照ください。

ご利用の目安	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
通常の運転・設備資金に	普通保証	2億円（組合4億円）	必要な期間	年0.45～1.90%※ ①②適用
	無担保保証	8千万円	原則5年以内	
大口資金を反復・継続的に	当座貸越根保証	2億8千万円	1年間もしくは2年間	年0.39～1.62%※ ①②適用
小口資金を反復・継続的に	事業者カードローン 当座貸越根保証	2千万円	1年間もしくは2年間	（無保証人 年0.90%※ ①適用）
小規模事業者の方の資金調達に	県小規模企業支援保証	2千万円 （ただし、既存保証額と合算して2千万円）	運転 7年以内 設備 10年以内 （無保証人 5年以内）	年0.15～1.10%※ ①②適用 （無保証人 年0.90%※ ①適用）
手形借入・割引を継続的に	根保証（一般） 根保証（手割）	2億円	1年以内	（一般） 年0.45～1.90%※ ①②適用 （手割） 年0.39～1.62%※ ①②適用
直接金融による資金調達に	中小企業特定社債保証	4億5千万円 （発行価額限度5億6千万円）	2年～7年 （年単位）	年0.45～1.90%※ ①②適用
売掛債権および棚卸資産による資金調達に	流動資産担保融資保証	2億円 （借入限度2億5千万円）	根保証 1年間 個別保証 既発生債権 6カ月以内 将来債権 1年以内	年0.68%※ （県短期併用 年0.60%※） ①適用
借換による資金繰りの改善に	借換保証	2億8千万円 ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第6号認定に係る限度額は3億8千万円 （組合4億8千万円）	原則として10年以内 条件変更改善型借換保証15年以内	利用する各制度に定める料率・割引適用 セーフティネット併用①適用 1～4、6号年0.80%※ 5、7、8号年0.75%※
	県経営環境改善保証	5千万円	15年以内 セーフティネット保証10年以内	年0.45～1.60%※ ①②適用 セーフティネット併用①適用 1～4、6号年0.70%※ 5、7、8号年0.65%※
有利な事業資金の調達に	県長期安定保証	運転 5千万円 設備 1億円 （併用する場合は1億円）	10年以内 （ただし、土地・建物を取得する場合20年以内）	年0.45～1.60%※ ①②適用 セーフティネット併用①適用 1～4、6号年0.70%※ 5、7、8号年0.65%※
	市町村合理化資金等保証	市町村の定めにより 3百万円～3千万円	市町村の定めによる	市町村の定めにより 年0.00%～1.90%※ ①②適用
海外直接投資に	海外投資関係保証	2億円（組合4億円）	10年以内	年1.15%※ ①②適用
創業者の資金調達に	県起業家支援保証	・一般枠 強化法の承認、旧創造法の認定、旧産業再生法の認定等、特許等を有する方 5千万円 それ以外の方 2千万円 （ただし創業者については、自己資金の5倍を限度） ・創業関連保証枠 3千5百万円	10年以内	一般枠 年0.15～1.15%※ ①②適用 創業関連保証枠 年0.35%※ ①適用

ご利用の目安	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
創業者の資金調達に	創業関連保証	3千5百万円 再挑戦支援保証と合算して 3千5百万円 (ただし、他無担保保証を 利用した場合、合計で8 千万円)	10年以内	年0.65%※ ①適用
取引先の倒産、 業界不振 または災害による 経営の安定に	セーフティネット (経営安定関連)保証 (経済産業大臣が指定 した認定要件1～8 号のいずれかの認定 を受けた方)	1号～5号および7号～8号 2億8千万円 (組合4億8千万円) 6号 3億8千万円 (組合4億8千万円)	運転 10年以内 設備 20年以内	1～4、6号年0.80%※ 5、7、8号年0.75%※ 県短期・県長期併用 上記保証料率より0.1%割引 ※ ①適用
	県関連倒産防止資金 融資保証制度	・一般枠 運転 2千万円 ・取引円滑化枠 運転 1千万円 (ただし、債権額の1.2 倍以内)	10年以内 5年以内	年0.35%～1.35%※ ①②適用
経営の安定または 災害による 事業再建、 経営の安定に	県緊急経済対策資金 融資保証	・外的変化対応資金 運転 5千万円 設備 7千万円 (併用する場合は7千万円) (セーフティネット保証 5号、危機関連保証の認 定を受けた方) 運転・設備 5千万円 (併用する場合は5千万円)	10年以内	年0.35%～1.35%※ ①②適用 セーフティネット年0.65%※ 危機関連年0.70%※ ①適用
		・ふくしま復興特別資金 復興枠 8千万円 激甚対策枠 8千万円	15年以内 10年以内	年0.5%※ ①適用
		・新型コロナウイルス対策 特別資金 8千万円	10年以内	年0.5%※ ①適用
		・福島県沖地震対策特別資金 8千万円	10年以内	年0.5%※ ①適用
	伴走支援型特別保証	4千万円	10年以内	年0.85% 経営者保証免除対応適用の場合 年1.05%
事業の成長・ 発展のために	ふくしま産業育成資金	5千万円	10年以内 (一部15年以内)	年0.35%～1.35%※ 雇用促進枠、イノベーション・ コースト枠 年0.05%～1.05%※ ①②適用 国の特別制度併用 年0.65%※ ①適用
災害による事業再建、 経営の安定に	災害関係保証 (事業用資産に被災を 受けた罹災証明書を 有する方)	・災害関係保証(東日本大震災) (令和4年3月31日貸 付実行分まで) 適用地域：全国 無担保 8千万円 有担保 2億円 (組合4億円)	10年以内	年0.7%※ ①適用
	東日本大震災復興 緊急保証 (市区町村が発行する 罹災証明書・書類を 有する方)	無担保 8千万円 有担保 2億円 (組合4億円)	10年以内	年0.7%※ ①適用

ご利用の目安	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
経営力の強化を図るために	経営力強化保証	無担保 8 千万円 有担保 2 億円 (組合 4 億円)	一括返済 1 年以内 分割返済 運転 5 年以内 設備 7 年以内 (据置 1 年以内を含む) ただし、本制度によって保証協会付きの既往借入金を借り換える場合は 10 年以内	責任共有 年 0.45 ~ 1.75%※ ①②適用 責任共有対象除外の場合 年 0.50 ~ 2.00%※ ①②適用
	福島県経営力強化保証	5 千万円	一括返済 1 年以内 分割返済 運転 5 年以内 設備 7 年以内 (据置 1 年以内を含む) ただし、本制度によって保証協会付きの既往借入金を借り換える場合は 10 年以内	責任共有 年 0.35 ~ 1.25%※ ①②適用 責任共有対象除外の場合 年 0.40 ~ 1.40%※ ①②適用
プロパー融資との協調融資に	ダブルサポート保証(結)	2 億円以内 (本資金に必要な借入金のうち 30% 以上について金融機関の協調融資が必要)	運転 10 年以内 設備 20 年以内	年 0.35% ~ 1.80%※ ①②適用
安定した資金繰りを図るために	継続サポート(どっしりくん)	2 千万円 一企業一口限り	運転 1 年以内	年 0.41 ~ 1.71%※ ①②適用
事業承継をお考えの方に	ふくしま事業承継資金融資保証	1 億円 (中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を受けた場合は 2 億円)	10 年以内	年 0.05 ~ 1.05%※ ①②適用 事業承継特別保証併用 年 0.20 ~ 1.15%※ ①②適用 事業承継特別保証併用し経保 Co ※ 1 の確認を受けた場合 年 0.00% 国の特別保証制度併用 年 0.55%※ ①適用
	事業承継特別保証	無担保 8 千万円 有担保 2 億円 (組合 4 億円)	10 年以内	年 0.45 ~ 1.90%※ ①②適用 経保 Co ※ 1 の確認を受けた場合 年 0.20 ~ 1.15%

保証料率の※は保証料率割引制度の適用について

①会計参与割引を行う。②有担保割引を行う。

保証料率の※ 1 は経営者保証コーディネーターの略。



会津駒ヶ岳

経営支援メニューのご案内

保証協会を利用されている方のみならず、創業をお考えの方まで、営業店・支店と経営支援室が一体となって、中小企業の皆さまの状況に応じた様々な経営支援施策をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

▶ 専門家派遣事業

中小企業の皆さまのニーズに応じて、中小企業診断士をはじめとした専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをします。

相談内容例

- 新たに事業を開始したい。
- 新たな販路を開拓したい。
- 経営ビジョンをつくりたい。
- コストダウンを図りたい。
- 創業後の事業を軌道に乗せたい。
- 事業を後継者に引き継ぎたい。

1 福島県中小企業診断協会と連携した専門家派遣

対象となる方

- 事業経営において悩みを抱え、解決に向け専門家派遣を希望される方。
- 原則として保証協会を利用している方が対象となります。

派遣費用・回数

- 無料（全額協会負担）
- 経営診断と改善計画策定との合計で、最大10回となります。

▶ 支援の流れ

経営診断 お客様の現状分析と改善の方向性を示すものです。(5回派遣)

派遣開始 → **現況ヒアリング** → **財務・事業調査** → **経営の方向性検討** → **経営診断内容の報告**

経営改善計画書策定 経営診断を踏まえ、経営改善計画書の策定を支援します。(5回派遣)

派遣開始 → **経営診断内容の報告** → **アクションプランの検討** → **売上等の数値計画の検討** → **経営改善計画書の提案**

2 「中小企業119」を利用した専門家派遣

当協会は、ふくしま中小企業支援プラットフォームの構成機関となっており、中小企業庁が実施する中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の専門家派遣『中小企業119』の利用ができます。

なお、専門家派遣による支援の申請および実施にあたっては、メールアドレス、個人情報の取り扱い同意書等が必要です。

詳しくは、「中小企業119」のホームページをご覧ください。

対象となる方

- 事業経営で悩みを抱え、解決に向け専門家の派遣を希望される方。
- 当協会のご利用の有無にかかわらず利用ができます。

派遣費用・回数

- 無料 ※最大3回まで（ITを活用した経営力強化に係る課題の場合は最大5回まで可）

中小企業119
ホームページ



▶ 経営改善計画策定支援事業（通称：405事業）

事業再生・経営改善を図るために認定支援機関^{（注）}による支援を受けて経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援を得ることを目指す方のお手伝いをします。

※県経営改善支援センター2/3、保証協会1/3の補助があります。

（注）認定支援機関（認定経営革新等支援機関）とは「中小企業経営力強化支援法」により、専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等（税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士など）を、国が審査し、経営革新等支援機関として認定する公的な支援機関です。

1 県経営改善支援センターからの計画策定費用の補助

補助対象計画策定のポイント

- 認定支援機関の支援を受け改善計画を策定すること。
- 3年間のモニタリング計画が策定されていること。
- 改善計画書は、全取引金融機関の同意が必要です。

県経営改善支援センターの補助対象費用

- 経営改善計画策定支援費用の2/3（上限200万円）まで可です。

2 保証協会からの計画策定費用の補助

上記「経営改善計画策定支援事業」を利用した場合に、残り1/3の「自己負担部分」に対して補助します。（上限20万円）

保証協会の補助対象者

次の要件のすべてに該当する中小企業の皆さまを費用補助の対象とします。

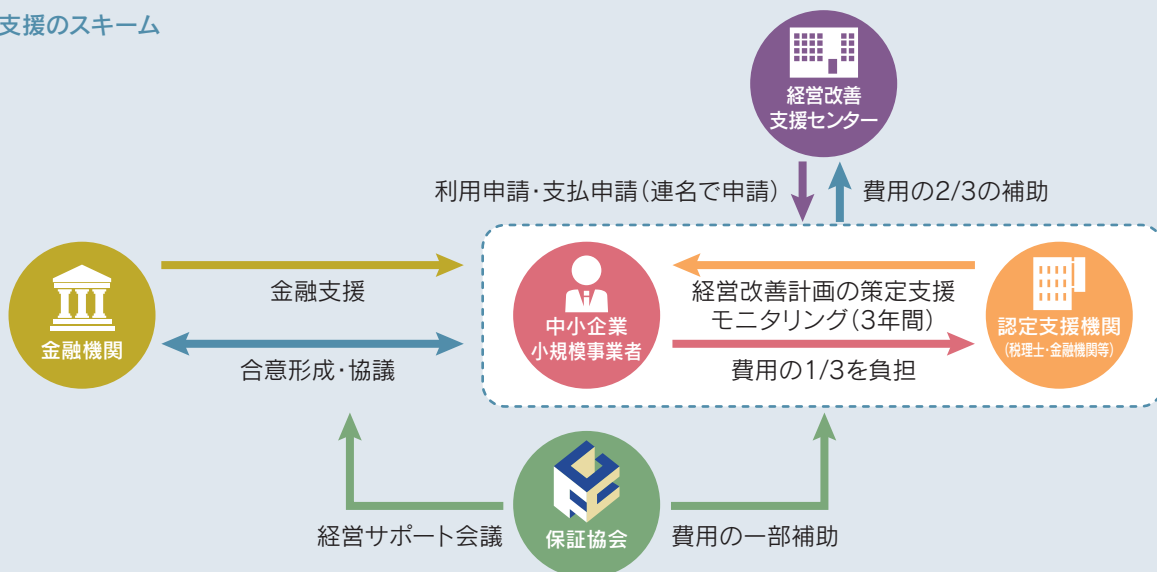
- 当協会の利用がある方
- 経営改善に積極的に取り組む意欲がある方
- 原則として、経営サポート会議を活用する方

保証協会の補助対象費用

- 「自己負担部分」の80%とし上限20万円とします。
- 自己負担部分が10万円以下の場合は全額、10万円を超える場合自己負担部分の80%と10万円のいずれか大きい金額を補助します。

※「自己負担部分」＝『（費用見積額－モニタリング費用）×1/3』

▶ 支援のスキーム



▶ 経営サポート会議

中小企業の皆さまの経営改善を促進することを目的に、取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、関係者が支援に向けた方向性について意見交換を行う会議を保証協会が事務局を務め運営し、迅速かつ適切な支援に繋がります。

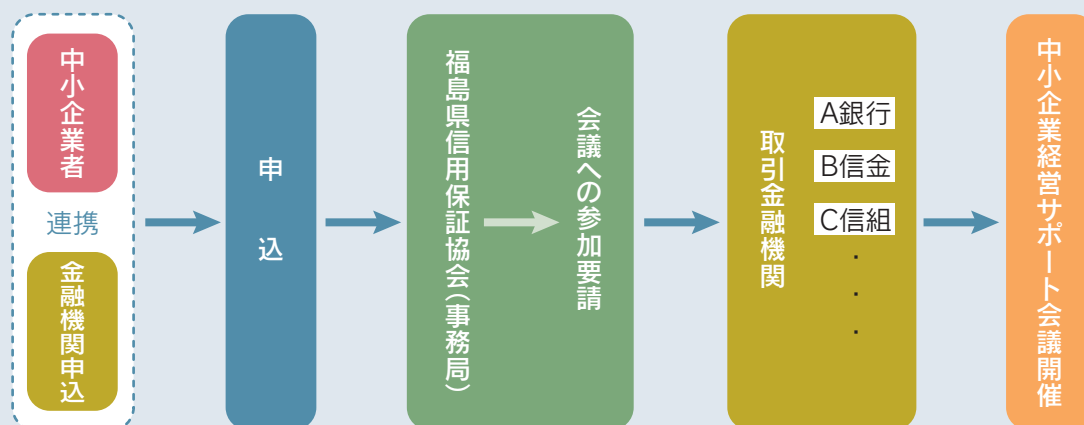
対象となる方

経営改善計画を策定するなど真摯に経営改善の努力を行っており、複数の金融機関と与信取引の中で、金融機関間の金融調整を希望する、保証協会利用のある県内の中小企業の皆さま。

※経営サポート会議は、

- ☐ 返済条件の緩和等を行いたいが、取引金融機関が複数あり思うように相談できない。
- ☐ 経営改善を行いたいが、計画の作成方法が分からない。
- ☐ 事業計画や改善計画を策定したので、計画を説明したい。

等、中小企業の皆さまのご要望について協議を行います。



▶ 経営相談会

中小企業の皆さまが抱える様々な経営課題に対するアドバイスを通じ、皆さまの成長を応援するため、福島営業店・各支店において、「まるっと1日相談会」および「夜間相談会」を開催しております。開催日時等につきましては、各支店にお問い合わせください。また、相談会以外の日時においても随時、経営相談を受け付けておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

対象となる方

- ① 創業・第二創業予定者
- ② 新規借入を予定されている方
- ③ 資金繰りに困っている方
- ④ 経営計画の策定に困っている方
- ⑤ 経営の改善に悩んでいる方 等

主な相談内容

- ① 財務分析を主体とした経営アドバイス
- ② 経営戦略のサポート
- ③ 資金調達に関するアドバイス 等



大内宿

▶ 創業支援「創業がっちり！サポート」

保証協会利用予定の創業を希望される皆さまに、創業のご相談から、専門家派遣事業を活用した創業計画策定支援、創業保証、フォローアップまで、創業の経営の安定を“がっちり”サポートいたします。

創業計画づくりをサポート！

専門家（中小企業診断士）を派遣し、創業を目指す皆さまの計画づくりをお手伝いします。

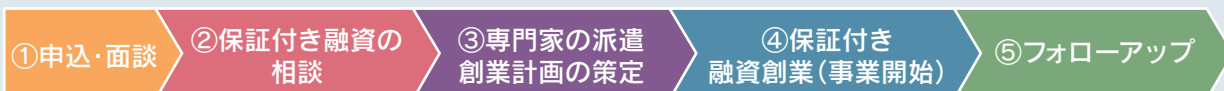
専門家と一緒に、しっかりと創業の準備をして、がっちり成功をつかみましょう。

創業資金をサポート！

低い保証料率・連帯保証人原則不要（法人は代表者のみ）～創業者向けの保証制度は、とてもご利用しやすくなっています。

専門家派遣などのサービスは無料～皆さまにご負担いただくのは保証料のみです。

▶ 創業計画づくりのサポート（創業前専門家派遣）の概要



▶ 各種相談窓口

経営相談窓口

経営支援室

☎ 024-526-1520 📠 024-573-8489

福島営業店・各支店に経営相談担当窓口を設置しています。
裏表紙の「本店・支店のご案内」をご覧ください。

特別相談窓口、相談窓口の設置

また、経済情勢等に合わせて特別相談窓口、相談窓口を福島営業店・各支店に設置し、ご相談内容に応じた各種保証制度、経営支援の案内などを行っています。お気軽にご利用ください。

なお、設置している特別相談窓口、相談窓口は次のとおりです。

特別相談窓口、相談窓口一覧

災害関係

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口
- 令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に関する特別相談窓口

その他

- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 金融機関紹介対応相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

コンプライアンス態勢

▶ コンプライアンスの取り組み姿勢

信用保証協会は、国および地方公共団体等関係機関の支援の下に、中小企業金融の円滑化と経営支援のための不可欠な公的機関として、中小企業の健全な育成を図るという中小企業施策の重要な一翼を担っていることから、信用保証協会の業務運営においては、各種法令を遵守した行動が求められています。

このような状況下、単なる法令遵守に止まらず、内部規程、社会規範、倫理、社会通念等をも含んだ「コンプライアンス」（法令等遵守）を基本として、社会からの揺るぎない信頼確立に向けて「福島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、また、その精神の遵守および役職員の意識の共有化と行動基準の統一化を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」を策定しました。

これらに基づき、コンプライアンスを推進するためにコンプライアンス委員会を設置し、統括部署および担当者を定め、コンプライアンス関連マニュアルの整備や法令等遵守状況の管理および職員の意識啓発を行っています。

このように高い自己規律を構築し、コンプライアンスの推進、管理について組織として対応することは、信用保証制度全体に対する更なる信頼の確立に繋がるものと考えております。

▶ 信用保証協会倫理憲章

1 信用保証協会の公共性と社会的責任の認識

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

2 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

3 法令やルール of 厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

4 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

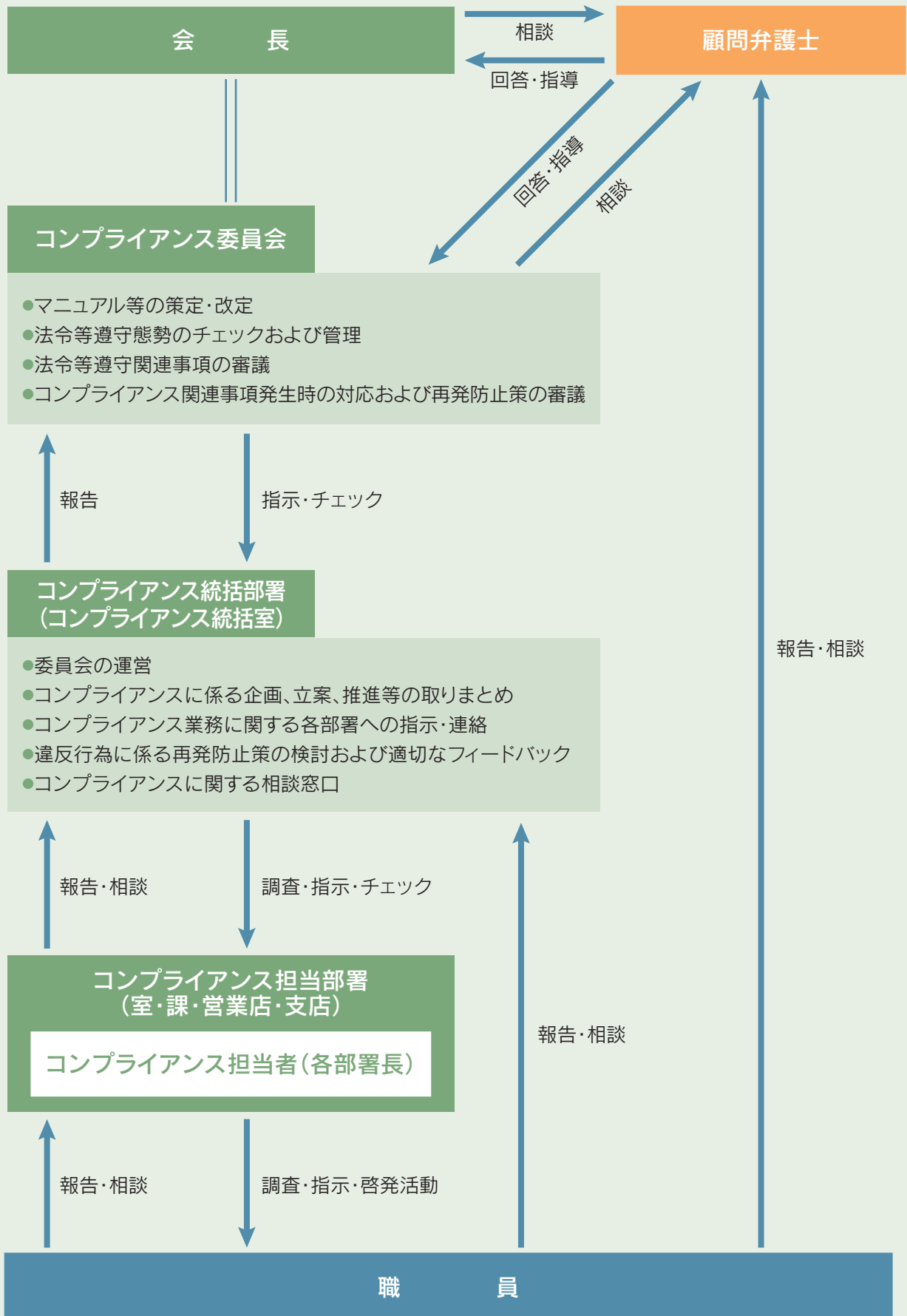
5 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

▶ 具体的行動基準

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 法令・ルール等の遵守 | (6) 反社会的勢力への対応強化 |
| (2) 誠実な職務の遂行 | (対応連絡会議の設置とデータベース構築管理) |
| (3) 守秘義務の履行 | (7) 外部からの苦情・トラブルへの対応 |
| (4) 職務上の地位と関係者との付き合い | (8) 職場秩序の維持 |
| (5) コンプライアンス関連事項への対応 | (9) 違反行為の報告 |
| | (10) 懲罰 |

▶コンプライアンス管理体制



▶ 個人情報保護宣言

福島県信用保証協会は、中小企業等の皆さまが金融機関から受ける貸付金等の債務を保証することを主たる業務として、中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることとしております。

業務運営を進めるにあたりまして、信用保証制度の一層の信頼を得られるよう、お客様の個人情報の取得・利用等の取り扱いにつきましては、次の方針で取り組みます。

1 個人情報に関する法令等の遵守

お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、ガイドライン等を遵守します。

2 個人情報の取得・利用・提供

- ①取得する個人情報の利用目的につきましては、その内容を公表します。
- ②お客様の個人情報の取得・利用する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ③取得したお客様の個人データを第三者に提供・開示する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た情報で公表されていないものを利用する場合は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的に使用します。
- ⑤個人情報信用情報センターから提供を受けたお客様の返済能力に関する情報を使用する場合は、お客様の返済能力の調査を目的として行います。

3 個人データの適正管理

- ①お客様の個人データについて、取得、利用、保管等の各段階に応じて組織的・人的・技術的な安全管理措置を講じます。また、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように点検するとともに、必要により見直しを行います。
- ②個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合には、適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

4 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②保有個人データの開示およびその利用目的の通知等に必要な手続については、内容を公表します。

5 保有個人データの訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止

お客様からの次に掲げる保有個人データの訂正等の求めがある場合につきましては、法令等に定める一定の場合を除き、調査確認のうえ、適切に対処します。

- ①協会が保有する個人データに、誤りを理由として訂正・追加・削除の求めがある場合
- ②お客様の個人情報の不適切な取得、または目的外の利用を理由として保有個人データの利用停止または消去の求めがある場合
- ③保有個人データをお客様の同意を得ないで第三者に提供していることを理由として停止の求めがある場合

6 相談窓口の設置

お客様からの次の個人情報に関する質問・苦情等につきましては、適切かつ迅速に取り組みます。このための相談窓口を設けます。

- ①個人データの開示・利用目的の通知に関すること
- ②個人データ訂正・追加・削除に関すること
- ③個人情報の利用停止に関すること
- ④個人データ第三者提供の停止に関すること
- ⑤安全管理措置に関すること
- ⑥その他個人情報等に関する各種のお問い合わせ

▶ 相談窓口

総務企画課、福島営業店・各支店 ※各部署の連絡先は、裏表紙「本店・支店のご案内」をご覧ください。

▶ 公表事項等に関するご案内

🌐 <https://www.fukushima-cgc.or.jp/>



表紙写真：裏磐梯の紅葉（雲海）

裏磐梯は、福島県北部(北塩原村)にある磐梯山の麓、標高800mのところに位置する五色沼湖沼群をはじめとした自然豊かな景勝地です。北日本型の積雪寒冷地で、夏は涼しく冬にはたくさんの雪が降るため、夏は高原の避暑地として、冬はウィンタースポーツを楽しみ、過ごすことができます。

特に秋の紅葉は美しく、五色沼をはじめとする紅葉スポットやロープウェイからの絶景、さらに雲海が発生しやすい景色でもあるため、様々な景観を楽しむことができます。

現在の景観は明治21年(1888年)7月15日の磐梯山大爆発により形成されました。この爆発によって、裏磐梯が位置する北側は荒々しい火口壁を見せ、また、この時に流下した岩なだれによる川のせき止めで、松原湖や五色沼をはじめとする裏磐梯の湖沼群が誕生し、現在では300以上の湖沼群が点在しています。

Disclosure2021

福島県信用保証協会

Fukushima Credit Guarantee Corporation

2021年10月発行

発行 福島県信用保証協会 総務部 総務企画課

本店・支店のご案内



福島県信用保証協会

▶ 本店



〒960-8053 福島市三河南町1番20号
コラッセふくしま10階、11階

☎(024)526-2331(代)

☎(024)536-5090

福島営業店 ☎(024)526-1530

☎(024)533-8721

保証統括課 ☎(024)573-5265

☎(024)534-3619

管理統括課 ☎(024)525-3537

☎(024)534-3619

経営支援室 ☎(024)526-1520

☎(024)573-8489



▶ 郡山支店



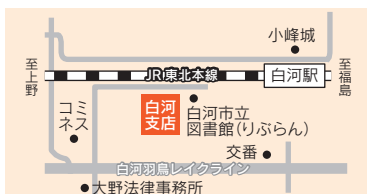
〒963-8005
郡山市清水台1丁目3番8号
郡山商工会議所会館3階
☎(024)932-2769(代)
☎(024)925-2637



▶ 白河支店



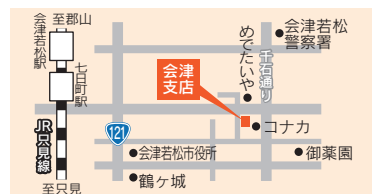
〒961-0957
白河市道場小路96番地5
白河商工会議所会館2階
☎(0248)24-0156(代)
☎(0248)24-1419



▶ 会津支店



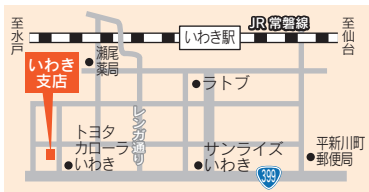
〒965-0816
会津若松市南千石町2番19号
☎(0242)23-9171(代)
☎(0242)23-9173



▶ いわき支店



〒970-8026
いわき市平字材木町3番地の1
☎(0246)23-3570(代)
☎(0246)25-5729



▶ 相双支店



〒975-0008
南相馬市原町区本町1丁目3番地
☎(0244)23-5105(代)
☎(0244)24-5905

